

チュニジアの経済・貿易・投資

2018年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

海外調査部 中東アフリカ課

【免責条項】

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した
内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は
一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....
禁無断転載

目次

1. 基礎情報.....	1
2. 政治・治安動向.....	1
(1) 歴史的経緯とチュニジア革命.....	1
(2) 民主化プロセス.....	2
(3) 多難な経済の立て直し.....	3
(4) 今後の見通し.....	3
3. 経済概況.....	5
(1) GDP の推移.....	5
(2) 産業構造の特徴.....	5
(3) インフレ率と失業率.....	6
(4) 国際収支、外貨準備高.....	6
(5) 財政収支.....	6
(6) 国家開発計画.....	8
4. 貿易.....	10
(1) 貿易動向.....	10
(2) 主要貿易品目および主要貿易相手国.....	11
(3) 主要貿易協定.....	12
(4) 外国為替・貿易政策.....	14
① 外国為替・貿易に関する一般規定.....	14
② 経常取引と資本取引.....	14
③ チュニジア企業の対外投資.....	15
(5) 輸出促進制度.....	15
(6) 輸入規制.....	16
5. 投資環境.....	16
(1) 対内直接投資動向.....	16
① 概況および 2016 年実績.....	16
② 主な分野と最近の投資案件.....	18
(2) 外国投資促進政策・制度.....	29
① 投資促進制度.....	29
② 優遇措置.....	30
③ 経済活動地区（フリーゾーン）.....	32
④ テクノパーク.....	33
⑤ 工業地帯.....	34
⑥ 投資促進機関リスト.....	34
(3) 事業所設立形態と必要手続き.....	36
(4) 税制.....	37
(5) 従業員雇用（労働法制度）と人件費.....	38
(6) インフラ設備状況.....	39

(7) 世界銀行の Doing Business ランキング等	40
(8) 投資の際の注意事項	41
6. チュニジア-EU 関係	41
(1) 貿易	41
(2) 経済協力	42
7. チュニジア-日本関係	43
(1) 貿易	43
(2) 直接投資	43
(3) 政府開発援助(ODA)	43
(4) 最近の外交動向	44
8. 外国直接投資プロジェクトリスト	46

1. 基礎情報¹

正式名称：	チュニジア共和国 (Republic of Tunisia)
面積：	16万3,610平方キロメートル (日本の約5分の2)
人口：	1,140万人 (2016年)
首都：	チュニス
民族：	アラブ人 (98%)、その他 (2%)
言語：	アラビア語 (公用語)、フランス語
宗教：	イスラム教スンニ派 (イスラム教シーア派、ユダヤ教、キリスト教も僅かだが信仰されている)
通貨：	チュニジア・ディナール (TD)



チュニジア

2. 政治・治安動向

(1) 歴史的経緯とチュニジア革命

<独立からチュニジア革命まで>

チュニジアは1956年にフランスから独立、1957年の共和制移行に伴いブルギバ大統領が就任した。1987年11月には当時のベン・アリ首相(憲法民主連合(RCD))が大統領に就任。大統領の再選制限(4期以上は不可)の撤廃、立候補年齢制限の75歳への引き上げにより5選を果たし、23年間大統領の座を維持した。

ブルギバ大統領およびベン・アリ大統領の下、義務教育の普及(15歳以上の識字率は79.1%)と高等・専門教育の充実、政教分離の推進、女性参政権の承認(1959年)など、様々な近代化・西欧化政策が強力に推進された。一方、社会主義運動およびイスラム過激主義運動が弾圧されると同時にメディア規制が敷かれ、政治的安定が維持された。こうした近代化に向けた様々な改革や厳重なテロ対策などは海外、特に西欧諸国に評価され、チュニジアは1995年に北大西洋条約機構(NATO)に加盟、そして同年にはマグレブ諸国でいち早く欧州連合(EU)との連合協定締結を果たしている。

<チュニジア革命>

2010年12月中旬、高い失業率や物価高騰に抗議するために地方で始まった街頭デモは、インターネットによって厳しい言論統制をくぐり抜け、主に若年層を動員する全国的な反政府デモに発展した。住民と治安部隊の間でも衝突が頻発し、ベン・アリ大統領は2011年1月14日国外に亡命、23年間続いた独裁政権は崩壊した。

「ジャスミン革命」とも呼ばれるチュニジアの政変の背景には、近年の経済発展に関わらず、30歳以下の若年層では30%にまで達した失業率への不満と、政治活動や言論に対する厳しい抑圧を行うことで政治的安定を保つと同時に大統領一族の利権独占を築く腐敗体制に対する怒りがある。これらの不満が、学歴があっても職に就けず窮乏にあえぐ若年層の絶望の象徴となったシディ・ブジッド市(Sidi Bouzid-チュニジア内陸中部に位置)で起こった26歳の若者の焼身自殺を発端として一挙に噴出。首都チュニスをはじめ東部のスー

¹ 世界銀行データベース、外務省国・地域基礎データ

スなど全国 20 都市以上で市民運動に拡大した。

ベン・アリ政権崩壊には 2011 年 1 月 13 日の首都チュニスでの軍の撤退が大きなカギとなったといわれる²。軍は、ブルギバ前大統領の時代からクーデターを恐れられ、一切政治的権限が与えられておらず、常に中立的立場を堅持し、反政府運動の開始当初から鎮圧への積極的な関与を避けたと言われる。また、進んだ ICT 環境整備も社会運動の拡大に大きな役割を果たした。今回の革命は若者がこの近代化された通信インフラ、インターネットやまた完全デジタル化された携帯電話ネットワークを使いソーシャルネットワーク(SNS)を通じて、メッセージを同時伝達し、市民運動の拡大に影響をおよぼしたと分析されている。

(2) 民主化プロセス

2011 年 10 月 23 日、日本を含む国際選挙監視団が見守る中、ベン・アリ旧体制崩壊後初めての制憲国民議会選挙が実施された。その結果、穏健イスラム主義政党アンナハダが 89 議席を獲得、第 1 党となり、中道政党の「共和国会議」(CPR) (29 議席)と中道左派の「エッタカトル」(20 議席)との間で連立政権を結成した。これにより、11 月 22 日に開催された制憲国民議会において左派エッタカトル党からベン・ジャファール制憲国民議会議長が、12 月 12 日には CPR からマルズキ大統領が選出され、同月 23 日アンナハダ幹事長であったジュバリ氏を首相とする新内閣が発足した。

政治的改革のプロセスが進行する一方、2012 年に入っても社会不安は続き、地方を中心に賃上げを要求する労働者のストやデモが頻発。2013 年には野党幹部の暗殺事件が 2 件発生し、政権の辞任や新たな選挙を呼びかける解散支持派と反対派の対立や議会内におけるアンナハダ党と反政府連合との対立が深まり政治的混乱が増幅した。その中、最大労組のチュニジア労働同盟(UGTT)、経営者団体のチュニジア工業・商業・手工業連盟(UTICA)、全国弁護士会およびチュニジア人権戦線の 4 者(カルテット)が仲介役となり、政治的解決に向けた「ロードマップ」を提示。2013 年 10 月 25 日より 4 者と主要与野党 21 党が国民対話会議を開始し、12 月 14 日にメディ・ジョマー産業相(当時)が次期首相候補に選出された。この「国民対話カルテット」は後に、2015 年のノーベル平和賞を受賞することになる。

2014 年 1 月 26 日、新憲法が制憲議会より可決(賛成 200、反対 12、棄権 4)、承認された。翌 27 日には国家・政府・制憲議会の代表 3 者によって署名、公布され、2 月 10 日に施行された。また、ジョマー新首相が提出した閣僚名簿も制憲国民議会により承認され、高級技術官僚・専門家による内閣が誕生した。2014 年 10 月 26 日には、新憲法下初の議会選挙が実施され、世俗派政党のニダー・トゥーネスが 85 議席(217 議席中)を獲得し第 1 党となり、アンナハダが 69 議席で第 2 党となった。さらに 11 月 23 日には、革命後初の直接大統領選挙が実施され、ニダー・トゥーネス党首のベジ・カイド・エセブシ氏が大統領に就任した。

2015 年 2 月、ニダー・トゥーネス、アンナハダ、自由愛国連盟(UPL) (第 3 党、16 議席)、アフエック・トゥーネス(第 5 党、8 議席)等の世俗派とイスラム派の連立政権とハビブ・エシッド内閣が発足。2016 年 8 月には(閣僚 26 名、担当相 14 名の計 40 名)ユフス・シェード新内閣が発足。女性 8 名を重要ポストに起用し、平均年齢 49 歳と若返りも図った。また、主要 3 政党に加え左派の 4 政党からも入閣するなど、多様性が特徴となっている。2017 年 9 月には内閣改造が行われ、閣僚 28 名、担当相 15 名の第 2 次シェード内閣が発足している。

2017 年 1 月、新選挙法が国会で採択された。2018 年 5 月 6 日に革命後初の地方選挙が行われる。その結

² 仏紙 Le Figaro (www.lefigaro.fr)、2011 年 1 月 14 日付記事

果は 2019 年秋に予定されている国政選挙(国民代表議会議員・大統領選挙)の結果を示唆するものとされ、注目されている。

(3)多難な経済の立て直し

「アラブの春」諸国の中で唯一民主的プロセスを経た政権移行に成功し、モデルケースになることが期待されるチュニジアだが、地域間の経済格差、高失業率、物価上昇など革命の要因となった経済問題は依然として解決されておらず、労働紛争や暴力的な抗議活動も頻発している。一方で 2015 年 3 月には、チュニス郊外にあるバルドー国立博物館において、外国人 21 名（日本人観光客 3 名）を含む 22 名がイスラム過激派により殺害され、6 月にはチュニジア西部のスースでも 37 名の犠牲者を出す襲撃事件が発生。また、2015 年 11 月 25 日にはチュニスのモハメド 6 世大通りで大統領府警備隊を乗せたバスが自爆テロに遭い、13 名が死亡した。革命以降 2014 年まで続いた非常事態宣言がこれら一連のテロ事件により再び発動され、現在まで延長されている。チュニジアはこのように社会情勢不安の内因に加え、更に隣国のリビアの内戦などの外因により経済的立て直しは依然として困難な状況にある。

(4)今後の見通し

2016 年 3 月、リビア国境付近のベン・ゲルダンで武装勢力により治安施設が襲撃されたのを最後に大規模なテロ事件は発生しておらず、G7 各国およびチュニジア治安当局は、治安情勢は改善していると評価している。2015 年のテロ事件で多くの犠牲者を出した英国が渡航情報をレベル 1 に引き下げるなど、渡航制限の緩和が見られる中、日本政府もテロ事件以降、全土においてレベル 2 に引き上げられていた渡航情報を、2018 年 2 月 13 日、南部、中西部を除いてレベル 1 に引き下げている。この治安情勢の改善は、政治的民主化に続く経済の立て直しを後押しする好材料となると見られる。

チュニジア共和国大統領(2014年12月31日～) : Béji Caïd Essebsi
 国民代表議会議長(2014年12月4日～) : Mohamed Ennaceur

内閣閣僚名簿(2017年9月6日発表)

首相	Youssef Chahed
首相付人民代表議会議長	Iyed Dahmani
首相付大改革担当相	Taoufik Rajhi
法務相	Ghazi Jeribi
国防相	Abdelkarim Zbidi
内務相	Lotfi Brahem
外務相	Khemaies Jhinaoui
地域問題・環境相	Riadh Mouakher
宗教問題相	Ahmed Adhoum
財務相	Ridha Chalghoum
開発・投資・国際協力相	Zied Laâdhari
国土・土地問題相	Mabrouk Korchid
文部相	Hatem Ben Salem
高等教育・科学研究相	Slim Khalbous
職業訓練・雇用相	Faouzi Abderrahmane
社会問題相	Mohamed Trabelsi
厚生相	Slim Chaker
女性・家庭問題相	Neziha Labidi
文化相	Mohamed Zine El Abidine
青少年・スポーツ相	Majdouline Cherni
商業相	Omar Behi
産業・中小企業相	Imed Hammami
鉱山・エネルギー・再生可能エネルギー相	Khaled Kaddour
農業・水資源・漁業相	Samir Attaieb
観光・手工業相	Salma Elloumi Rekik
設備・住宅・国土計画相	Mohamed Salah Arfaoui
交通相	Radhouane Ayara
通信技術・デジタル経済相	Mouhamed Anouar Maarouf
憲法議会関係・市民社会・人権相	Mehdi Ben Gharbia

(出所:チュニジア政府ホームページ <http://www.tunisie.gov.tn>)

3. 経済概況

(1) GDP の推移

1987年からのベン・アリ前大統領統治下、政治的な安定を背景に推し進めた様々な市場開放政策と1996年来の適切なマクロ経済運営により、チュニジア経済は順調に成長を続け、過去20年以上にわたりGDP成長率平均5%を維持してきた。一方、チュニジアは恒常的に、若年層、特に高等教育修了者の高い失業率に悩まされており、また、観光リゾート、工場進出などにより開発が続く沿岸都市部と、農業を主産業とする内陸部との地域格差が拡大した。

年平均成長率6.1%を目指した第11次開発計画(2007-2011年)を途上で総括・修正した第12次開発計画(2010-2014年)では5.5%が目標に据えられたものの、2010年末から起こった「ジャスミン革命」により2011年には-1.9%と激減した。その後も市民による待遇改善や雇用を求める労働争議やストライキが続く中、原油価格の下落、ユーロ圏経済の持ち直しにより緩やかではあるが回復の兆しをみせたものの、2015年に発生した相次ぐ襲撃事件は、主要産業である観光業や外国からの投資に大きく影響を与え、2015年は1.1%、2016年は1.0%にまで落ち込んだ。一方、政府は政治・経済体制の改革に向けた環境整備を進めてきており、新投資法の施行や2016年11月に開催された国際投資会合「チュニジア2020」で宣言された開発計画の具体的取組などに後押しされ、2017年成長率は2%、2018年には2.7%、さらに2019年には3.3%まで回復すると見られている(IMF予測値)。

(2) 産業構造の特徴³

従来、農業および原油・リン酸資源に依存していたチュニジア経済は近年では多角化が進み、製造業や観光、運輸、ICTといったサービス業部門に重点が移ってきている。

2015年、主要産業がGDPに占める割合は以下のとおり⁴。

- サービス業(61.4%)：観光業、情報通信産業等
- 製造業・鉱工業(28.2%)：繊維、機械部品、電機部品、リン鉱石、食品加工等
- 農業(10.4%)：小麦、大麦、柑橘類、オリーブ、なつめやし等

2015年の成長率0.6%減とテロ事件の影響を大きく受けた観光・運輸・ICTなどのサービス部門は、2016年2.7%増に回復した。この成長は主に通信部門(5.6%)、金融部門(4.9%)における安定した成長によるもの。また前年それぞれ12.2%減、5.7%減であった観光業および運輸業も0.5%、2.4%と僅かながらプラスに転じている。

製造業は、化学産業で13%増、主要貿易相手国である欧州諸国で一定の回復がみられた電子機器産業で1.9%増の成長が見られた一方、オリーブオイルの生産縮小による農食品産業(2.4%減)を始め、建設材・セラミック産業(1.1%減)、繊維・革製品(0.3%減)と縮小している。非製造業は、資源枯渇と採掘活動における技術的問題、2011年以降の当分野における外国投資の減少が影響し、1.9%減(前年4.1%)と引き続き縮小している。

農業のサイクルに依存しているともいえる農業水産業部門は、オリーブオイルの生産縮小(59%減)により、2015年12.5%増に対し8.1%減となった。

³ チュニジア中央銀行、Annual Report 2016

⁴ 世界銀行データベース

表1 産業別 GDP 構成比

産業	構成比
農業／水産業	9.3%
製造業	15.5%
鉱物・エネルギー産業	5.1%
建設、土木	4.3%
ホテル・飲食業	3.9%
販売業	9.4%
運輸業	6.3%
情報通信	4.8%
その他サービス	16.5%

出所:チュニジア中央銀行、Statistiques Financières 2016

(3) インフレ率と失業率⁵

インフレ率は、石油製品などの生活必需品に対する政府補助金制度によって 2.9% (2001－2007 年平均) と低い水準を保っていたが、2008 年には世界的な原油および原材料価格の高騰により 4.9% まで上昇。その後も流通経路の不均衡、賃金上昇、ディナールの対ドル下落などによる食料品価格の高騰により上昇傾向が続いたが、最近の食料品および製造品の価格高騰の減速により、2016 年は 3.7% と 2012 年以来最も低い数値となった。

2011 年末に 18.9% にまで達した失業率は、チュニジア経済を高付加価値産業や技術およびイノベーションを中心とした知識経済に転換させ、その市場開放をさらに進める雇用促進政策により 2012 年以降減少傾向にあったが、2016 年の低い経済成長率 (1.0%) は十分な雇用創出を実現できず、2015 年 15.4% に対し 15.5% と僅かながらも上昇している。また、若年層の高等教育修了者における失業率は 31.6%、女性においては 23.1% (高等教育修了者において 41.5%) と依然として高い。

(4) 国際収支、外貨準備高⁶

2010 年以降、チュニジアの経済成長は主に内需拡大によるところが大きく、国内最終消費支出の伸びは前年 3.5% に対し 2016 年 3.1% と近年減速しているものの引き続き成長している。一方、貿易赤字の拡大やサービス収益の減少により、2016 年の経常赤字は 79 億 TD、対 GDP 比 8.8% にまで拡大している。

2016 年の外貨準備高は、外国直接投資および中長期債の収縮、増加する中長期債への返済により国際収支バランスが悪化、2015 年 141 億 TD、輸入の 128 日分に対し、129 億 TD、111 日分となっており、この減少傾向は 2017 年も続いている。

(5) 財政収支⁷

2000 年以降 2.4～3.0% 台に落ち着いていた財政赤字 (民営化収入と補助金は除外) の対 GDP 比は、革命後の経済復興と社会的緊張の緩和を目的とした投資事業および補助金支出の拡大により増加し、2013 年には 6.8% を記録した。その後、公共支出や補助金の縮小により改善がみられたが、2016 年は景気低迷やテロ

⁵ チュニジア中央銀行、Annual Report 2016

⁶ チュニジア中央銀行、Annual Report 2016

⁷ チュニジア中央銀行、Annual Report 2016

による観光産業への影響緩和を目的とした支出が拡大し、2015年4.8%に対し6.1%と悪化に転じている。

IMFでは財政収支上の問題解決を目的とした構造調整プログラムを実施しているが、2013年7月には2013-2015年チュニジア経済改革プログラム支援を目的に17億4,000万ドルに上る24カ月スタンバイ合意を承認している⁸。また、2016年5月には拡大信用供与措置を承認、4年間で29億ドルの融資を実施するとしている⁹。

2012年8月、ハマディ・ジェバリ首相(当時)は政府が接收し、保有している通信オペレータのチュニジアナ(Tunisian)やチュニジア銀行など114社における公的出資株を国際競争入札により売却することを発表。2013年7月には、ベン・アリー族が保有し、革命後には政府が保有していたスタフィム(Stafim)プジョーの約65%に上る株売却のため、入札条件を発表。5社が候補に挙がり、最終的にBEHグループ(アブデルハミッド・ケシン・グループ傘下)が1億6,600万TDで65.98%の株を買収した¹⁰。民営化収入、補助金および接收による収入は2012年17億4,000万TD、2013年には17億7,000万TDとなった。しかし近年では民営化はあまり進んでおらず、2015年3億6,000万TD、2016年6億6,000万TDに留まっている。

表2 主要経済指標¹¹(2016年数値)

項目	数値	備考
GDP成長率	1.0%	2013年:2.3%、14年:2.3%、15年:1.1%
一人当たり国民所得	8,148TD	約3,440ユーロ
インフレ率	3.7%	2013年:5.8%、14年:4.9%、15年:4.9%
失業率	15.5%	2015年:15.4%、大卒者では31.6%
労働人口比率	47.0%	男性68.3%、女性26.6%
輸出額	291億TD	123億ユーロ、前年比5.6%増
輸入額	418億TD	176億ユーロ、前年比5.3%増
貿易カバー率(輸入/輸出)	69.8%	2015年は69.6%
貿易赤字	126億TD	対GDP比約13.8%
経常赤字(対GDP比)	8.8%	前年は8.9%
外貨準備高	129億TD	54.4億ユーロ、輸入の111日分
財政赤字	6.1%	2013年:6.8%、14年:5.0%、15年4.8%
公的債務	560億TD	236億ユーロ、対GDP比61.9%
対外債務	364億TD	154億ユーロ、対GDP比40.3%

表3 為替レート

通貨ペア	2014年	2015年	2016年
TD/ユーロ	2.25	2.18	2.37

⁸ IMF 2013年7月7日付プレスリリース

⁹ IMF 2016年5月20日付プレスリリース

¹⁰ Kapitalis.com 2013年9月16日付記事

¹¹ IMF (GDP成長率、インフレ率)、チュニジア国立統計局(労働人口比率); それ以外の項目は、全てチュニジア中央銀行が出所先

TD/米ドル	1.70	1.96	2.15
--------	------	------	------

出所:チュニジア中央銀行、Statistiques Financières 2016

表 4 マグレブ 3 カ国の経済指標比較 (2016 年)

	チュニジア	モロッコ	アルジェリア
実質GDP成長率(%)	1.2	1.1	3.7
GDP(10億US\$)	42.063	101.45	156.08
一人当たりGDP(US\$)PPP	11,600	7,837	15,075
消費者物価上昇率 (%)	3.7	1.6	4.8*
経常収支(10億US\$)	△3.850*	△4.53*	△27.23*
経常収支対GDP比(%)	△8.9*	△4.5	△16.5
対外債務対GDP比(%)	40.3	32.9	1.8

注: *は 2015 年数値

出所:世界銀行データベース、チュニジア中央銀行、OECD African Economic Outlook 2017

(6) 国家開発計画¹²

チュニジアは 1962 年以來、経済発展と社会開発のための指標を盛り込んだ国家開発計画を 3~5 年ごとに設定している。2011 年の革命による独裁体制の崩壊後、チュニジアは民主的に政治移行を果たした一方、経済・社会的混乱により外国直接投資が減少、また、度重なるテロ事件により主要産業である観光業が打撃を受けるなど、早急な経済復興が望まれている。

そうした中 2016 年 5 月、新たな社会経済開発戦略 (2016-2020 年) が発表された。同計画では、雇用創出と地域間格差の是正、高付加価値・環境配慮型産業への移行などを柱に、GDP 年平均成長率を 4%、国民 1 人当たりの所得を 2015 年の 8,000TD (約 3,300 ユーロ) から 2020 年には 1 万 2,520TD (約 5,200 ユーロ) に引き上げることを目指している。これらの目標達成に向け、ビジネス環境、行政の近代化、公共事業システムの見直し、新たな投資憲章の公布、税制と金融セクターにおける改革の継続、官民連携の強化を目的とした政策の採択など、様々な構造改革を通して最初の 2 年で徐々に経済を回復、2018 年からの経済活性化を図る。

当計画では、5 年間での投資額を 1,200 億 TD (500 億ユーロ)、2020 年での GDP に占める割合を 24% にまで拡大するとしており、インフラ整備など大型プロジェクト約 50 件を含む 141 のプロジェクトが提示されている。これら投資を実現するため、チュニジア政府は国内の貯蓄率 18% への拡大を目指す一方、外国投資と国際援助の呼びかけを目的に 2016 年 11 月 29 日-30 日に「チュニジア国際投資会合 チュニジア 2020」を開催した。

会議には国連次期事務総長 (当時) や IMF のラガルド専務理事を始め、各国首脳および経済界からなる代表団が多数出席、チュニジア政府から 5 ヵ年計画や投資プロジェクトが紹介されるとともに、会議と並行して外国政府や国際機関との資金援助、融資合意に関する調印式が行われた。その額は 150

¹² チュニジア開発・国際協力省、Synthèse du Plan Stratégique de Développement 2016-2020、Jeune Afrique 2016 年 6 月 13 日付記事

億 TD に上り、約束ベースの 190 億 TD を加えると総額 340 億 TD に達する。

表 5 外国政府、国際機関の対チュニジア資金援助・融資に関する合意内容

国・機関	融資・援助額と内容
欧州連合 (EU)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017 年に 3 億ユーロ、2020 年まで毎年同額の融資を続ける意思表示。 ・ 2 億 1,600 万ドルの援助
欧州復興開発銀行 (EBRD)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後 5 年間に計 6 億 5,000 万ドルの融資
アラブ経済社会開発基金 (AFESD)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優遇条件下で 15 億ドルを 30 年間に渡り融資
世界銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年までに 25 億ユーロの融資
欧州投資銀行 (EIB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年までに 25 億ユーロの融資
アフリカ開発銀行 (AfDB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同銀行の北アフリカ支部をチュニスに再設置 ・ 今後数年間で 20 億ユーロの融資
イスラム開発銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間で 2 億ドルの融資
フランス政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後 4 年間で 10 億ユーロの借款 ・ 優遇条件下で 1 億 7,100 万ユーロを追加融資
ドイツ政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ復興金融公庫 (KfW) を通じて、4 年間に渡り毎年 3 億ユーロの融資 ・ 1 億 1,300 万ドルの借款
サウジアラビア政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ サウジ開発基金を通じて 計 7 億 8,000 万ドルの融資。うち 5 億ドルは 2% 以下の利子で 25~30 年借款、1 億ドルが援助、2 億ドルが輸出促進のための融資
カタール政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国以外で初めてのカタール開発基金の支店をチュニスに開設 ・ 12 億 5,000 万ドルの融資
クウェート政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間で 5 億ドルの融資
トルコ政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 億ドルの融資
スイス政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 億 5,000 万ドルの融資
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,400 万ユーロの融資

出所：国内外メディア報道を基にジェトロ作成

表 6 新社会経済開発戦略(2016—2020 年)目標

	2011-15 年実績	社会経済開発戦略 (2016-20 年)
実質 GDP 成長率 (年平均)	1.5%	4.0%
1 人当たり国民所得 (TD)	8,070 (15 年)	12,520 (20 年)
貯蓄率 (/国民総所得)	12.5% (15 年)	18% (20 年)
消費支出成長率		
公共消費	4.2%	2.9%
民間消費	3.7%	3.8%
投資		
総固定資本形成	800 億 TD	1,200 億 TD
年平均成長率	0.9%	17%
対 GDP 投資率	19.4%	24%
失業率	15.2% (15 年)	12% (20 年)
輸出成長率	Δ1.1%	4.4%
輸入成長率	Δ0.1%	3.6%
経常赤字対 GDP 比	8.9% (15 年)	5.2% (20 年)
インフレ率	4.9% (15 年)	3.5% (20 年)

出所：チュニジア開発・投資・国際協力省¹³

4. 貿易

(1) 貿易動向¹⁴

チュニジアの貿易構造は、恒常的な輸入超過となっている。輸出が増加しているにもかかわらず、貿易が黒字に転換しない理由として以下が挙げられる。

- 過去 10 年間に加工製品の輸出が大きく伸びたものの、原油輸出の落ち込み(生産量が減り、国内消費が増えたため)により伸びが相殺された。
- 主要輸出部門である衣料、皮革製品、機械・電気機器では、原材料、中間財を輸入して完成品を輸出する構造になっているため、同部門の輸出をのばすために、輸入を拡大しなければならない。
- エネルギー、農産品、電気・機械の輸入超過構造が変わらない。

2015 年に輸出入ともにそれぞれ前年比 2.8%、5.7%縮小したチュニジアの対外貿易は、2016 年、輸出が

¹³ チュニジア開発・国際協力省、Synthèse du Plan Stratégique de Développement 2016-2020

¹⁴ チュニジア中央銀行 Annual Report 2016

291 億 TD(前年比 5.6%増)、輸入が 418 億 TD(5.3%増)と回復したが、貿易赤字は前年比 4.8%増の 126 億 TD と拡大している。

貿易赤字の拡大は、オリーブ油輸出減による食品・農産物部門での悪化(9,100 万 TD から 11 億 TD にまで増加)が一因となっている。一方で、国際市場における原油価格の下落によりエネルギー部門における輸入超過は 20.3%縮小され 27 億 TD に抑えられている。

表 7 チュニジアの貿易推移(2006-2016 年) (単位:100 万 TD)

年	輸出(FOB)	輸入(CIF)	貿易赤字	カバー率(%)
2006	15,558	20,003	4,445	77.8
2007	19,410	24,437	5,027	79.4
2008	23,637	30,241	6,604	78.2
2009	19,469	25,878	6,409	75.2
2010	23,519	31,817	8,298	73.9
2011	25,092	33,695	8,604	74.5
2012	26,548	38,178	11,630	69.5
2013	27,701	39,509	11,808	70.1
2014	28,407	42,043	13,636	67.6
2015	27,607	39,655	12,048	69.6
2016	29,146	41,766	12,621	69.8

出所:チュニジア中央銀行、Annual Report 2016

(2) 主要貿易品目および主要貿易相手国

<輸出>

チュニジアの主要輸出産業は製造業であり、その主軸となっている機械・電子機器の輸出額は前年比 15.7%増加し全体の 45.5%(133 億 TD)を占めるに至っている。次いで 22.3%(65 億 TD)を占める繊維・皮革も前年 7.1%減に対し 8.3%増と回復の兆しを見せた。一方、その他の製造工業品は、アルジェリアや長引くリビア市場への輸出縮小(15.2%減)が影響し、6%増の成長にとどまっている。

エネルギー製品部門は、国内生産量の低下(前年比 6%減)に伴う原油輸出の縮小や当分野への投資縮小、世界市場での原油価格下落が影響し、引き続き減少傾向(17.3%減)にある。リン肥料、リン酸派生品部門は、採掘や輸送現場における社会運動により生産活動に混乱が生じたものの、前年比 29.1%増の 14 億 TD と回復している。

国・地域別で見ると、EU が 215 億 TD と全体の 73.7%を占め、繊維・皮革製品だけで見れば 92.8%に上る。旧宗主国であるフランスが占める割合は高く全体の 32%、9.3 億 TD に上る。以下、イタリア(17.4%)、ドイツ(10.5%)と続き、アルジェリアが全体の 4.9%を占め第 4 位に入っている。

<輸入>

2016 年における輸入は、エネルギー製品を除くすべての部門で増加がみられた。特に製造業では、輸

出拡大に伴い輸入も増加した原材料・半製品で前年 3.4%減に対し 9.9%増加。設備財は機械・電子機器の輸入拡大（17.9%増）により 9.6%、2015 年に購入した 2 機の航空機を除けば 18.7%の成長となる。消費財は衣類・繊維（11.6%増）、消費用機械・電気機器（23.5%増）などにより 10.5%増と加速しており、110 億 TD を超えるに至った。食品部門では砂糖（8%増）植物油（3.6%増）など多くが増加する一方、穀物の輸入減少（11.7%減）が影響し、全体で 2.5%増と減速した。

エネルギー製品では、原油価格下落と需要低下により 19.2%減と 2 年連続して縮小している。

国・地域では、EU が全体の 53.1%を占め 221 億 6,000 万 TD（前年比 2.7%増）であった。最大相手国のフランスは 64 億 6,000 万 TD と 8.5%減少している一方、次ぐイタリアが 2.7%増の 60 億 7,000 万 TD と追い上げている。世界第 3 位の輸入相手国となっている中国は 17.7%増の 39 億 1,000 万 TD であった。

表 8 チュニジアの主要貿易相手国(2016 年)

輸 出		輸 入	
EU 諸国	73.7%	EU 諸国	53.1%
うち フランス	32.0%	うち フランス	15.4%
イタリア	17.4%	イタリア	14.5%
ドイツ	10.5%	ドイツ	7.7%
AMU*諸国	9.5%	アジア諸国	19.2%
アジア諸国	3.9%	AMU 諸国	4.4%

注：1989 年創設のアラブ・マグリブ連合。加盟 5 カ国は、アルジェリア、リビア、モーリタニア、モロッコ、チュニジア
出所：チュニジア国立統計機構

表 9 主要貿易品目

輸出品目	%	輸入品目	%
機械・電気製品	45.5	機械・電気製品	45.0
繊維・皮革製品	22.3	エネルギー(石油・ガスなど)	10.4
エネルギー(原油・石油派生品)	5.6	その他の製造工業品	19.2
その他の製造工業品	11.1	繊維・皮革製品	12.3
食料品・農産品	10.6	食料品・農産品	11.4
肥料・リン酸派生品	4.9	肥料・リン酸派生品	1.6

出所：チュニジア国立統計機構

(3) 主要貿易協定

<対 EU>（詳しくは「チュニジア-EU 関係」の章参照）

連合協定：

1995 年締結、1998 年発効。

地中海自由貿易圏：

2005年に合意された欧州・地中海パートナーシップ(バルセロナ・プロセス)枠内で掲げられた主要目標。このEU-地中海自由貿易圏設立に向けた第一歩としてアガディール協定(後述を参照)が調印された。EUと連合協定を締結する全てのアラブ諸国に同協定を拡大する意向である。

欧州共通航空空域合意協定(オープンスカイ協定):

2017年12月11日に締結発表。2018年から実施予定。尚モロッコは2006年、ヨルダンには2010年に締結している。

農水物産自由化合意:

2005年締結、一部の農産物に対し年間非課税限度が設定された。現在も新たな自由化交渉が行われている。

<その他>

チュニジア-EFTA(欧州自由貿易連合)

2004年12月に、EFTA(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)とFTAを調印。2005年6月より発効。2008年7月までに工業製品、魚・海洋製品、加工農業製品など関税のほぼ完全撤廃に至っている。

大アラブ自由貿易地域(GAFTA)

1997年2月に、アラブ連盟加盟の16カ国が関税を毎年10%引き下げる協定に調印(1998年発効)。2005年1月にネガティブリスト品目を除く関税が撤廃された。2017年3月現在の加盟国は18カ国(アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イラク、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、スーダン、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、リビア、レバノン、ヨルダン)。

アガディール協定

2007年3月、チュニジア、モロッコ、ヨルダン、エジプトの自由貿易協定(FTA)である「アガディール協定」が発効(2004年2月に調印)。協定は、関税や輸入割当枠の撤廃のほか、対外貿易、農業、製造業、税制、金融、税関を中心に参加国のマクロ経済政策を連携させることを目的としている。また、各種ノウハウの共有や複数国を対象とする原産地ルール運営方法の活用、EUとの連合協定に沿ったEU市場への輸出などの促進も目指す。尚、モロッコ(1999年調印、発効)、ヨルダン(1998年調印、発効)、エジプト(1998年調印、1999年発効)とはそれぞれ2国間FTAも結んでいる。

チュニジア-トルコ

2004年末にはトルコとFTA調印(原料および半加工品、資本財の関税の完全撤廃、加工品および工業製品の関税を8段階で撤廃等)。2005年発効。

チュニジア-ニジェール: 1982年調印

チュニジア-モーリタニア: 1964年調印(1986年、1988年に追加協定調印)

チュニジア-米国

米国とは 2002 年に貿易・投資に関するフレームワーク協定 (TIFA) を結んでいる。FTA 締結に向けては 2008 年より交渉開始の可能性に関する協議を行っている。

(4) 外国為替・貿易政策

① 外国為替・貿易に関する一般規定

外国為替および貿易に関する法規は、1976 年 1 月 21 日に制定された法律 N°76-18、また 1994 年 3 月 7 日制定の法律 N°94-41 に基づく「外国為替・貿易法典」にまとめられる。

同法では、個人・法人いずれも、チュニジア居住者か非居住者かで適用範囲が異なる。個人については、主な居住地がチュニジアでありチュニジア国籍を有する者、チュニジアに就労拠点をもち 2 年以上滞在する外国人を居住者とみなし、法人については、チュニジア国内に施設を持つ法人 (外国籍企業を含む) をチュニジア法人として扱う。しかし、国内にあっても、在外チュニジア人・在外外国人によって 66% 以上の資本が保有される商社、投資促進制度によって設立された輸出専門企業、ビゼルト (Bizerte) やザルジス (Zarzis) に設けられたフリーゾーンに進出している企業、および非居住者を主に顧客とする金融機関については非居住者とみなされ、同法の対象外となる。

法律規定では、全ての個人・法人 (通常外国に滞在している個人を除く) は、認可を受けた金融機関に保有外貨を預けなければならない。また、居住者およびチュニジア法人は、国外で保有している外貨をチュニジア中銀に届け出る義務がある。

個人・法人は、輸出により得た利益、または外国で受けた全ての収入をチュニジア通貨に変換し銀行口座に納めなければならない。輸出専門の在外企業、在外貿易企業およびフリーゾーンに設立された在外企業は、この規制対象外である。また在チュニジア輸出企業は、その利益を法人口座に外貨のまま保有できる。

非居住者は、制限額なしに外貨をチュニジア国内に持ち込むことができるが、国内の銀行口座 (外貨およびディナール口座) に預ける場合は、事前に関税局に届け出なければいけない。また換算額で 5,000TD 以上になる外貨を持ち出す場合も、入国の際に関税局への届け出が義務付けられている。

チュニジア中銀のバカール総裁 (当時) は、2006 年 3 月 1 日ナブールで開かれた与党 RCD (当時) の対話集会の席で、ディナールと外貨の交換の 2009 年の完全自由化に向けて、チュニジア中銀が一連の新措置を準備していることを明らかにした。しかし、2008 年からの世界的な経済危機の影響を受け、現在に至るまで延期されている。現在、チュニジアは管理変動相場制が適用されている。

② 経常取引と資本取引

外国為替規制緩和プロセスが 1987 年から開始され、1992 年 12 月に一旦終了している。1992 年以来、在チュニジア企業は、貿易取引とサービス取引など経常取引において、ディナールと外貨の交換が自由にできることになっている。これは 1972 年以来、輸出専門企業にのみに与えられていた条項であった。

またこの規制緩和では追加的に、資本取引で以下のことが可能となった。

- 輸出業を行う企業による、輸出先国の企業への投資
- 銀行は年間 1,000 万 TD、銀行以外の企業は年間 300 万 TD まで外貨の借り入れが可能。また債

券市場で格付けされた金融機関および企業は、返済期間が 12 ヶ月以上の場合には、外国金融機関から金額の上限なく外貨を借り入れできる。

- 外国企業は、チュニジア企業の株式の取得が可能。ただし、分野により 50%以上の株式取得はチュニジア当局の事前承認が必要となる。

③ チュニジア企業の対外投資

在チュニジアの輸出企業は、前年度の外貨での売上総額(5万 TD 以上でなければならない)に従って、次の対外投資が可能。

- 駐在員事務所に対する 5 万～50 万 TD までの投資
- 支店、子会社、国外に設立された企業に対する 10 万～100 万 TD の投資

在チュニジアの輸出企業が、上記の目的で外貨口座から海外送金を行う場合、限度額は年 300 万 TD。

在チュニジアの輸出企業ではない企業、あるいは輸出企業ではあるが外貨での売上総額が 5 万 TD 以下の企業は、以下の対外投資が可能。

- 駐在員事務所に対する 5 万～25 万 TD までの投資
- 支店、子会社、国外に設立された企業に対する 10 万～50 万 TD の投資

チュニジアにありながら在チュニジアの法的ステータスを持たない企業への、チュニジア国籍の個人あるいは法人による資本参加

在チュニジアのチュニジア国籍の個人およびチュニジア国籍あるいは外国籍の法人は、チュニジアにありながら在チュニジア企業という法的ステータスを持たない企業への資本参加が可能である。

(5) 輸出促進制度

輸出促進を担う公的機関として代表的なものとして商業省傘下の輸出促進センター(Centre de Promotion des Exportations : CEPEX、73 年設立)が挙げられるが、2004 年 4 月にこれら輸出促進支援を行う公的および民間機関をまとめた「輸出業者センター」(Maison de l'Exportateur)が設立された。同センターは、上述の CEPEX が中心となって運営し、貿易一括引き受け窓口(Guichet Unique Commercial)が設けられ、輸出入業者を一括して直接的に支援し、あらゆる行政手続きに関する情報を提供している。

輸出業者センター(Maison de l'Exportateur) :

Centre Urbain Nord, 1080, Tunis, Tunisie

Tél. : 216 71 23 42 00 / Fax : 216 71 23 73 25

e-mail : rapidcontact@tunisiaexport.tn

Web Site : <http://www.cepex.nat.tn>

輸出促進のための基金として、輸出促進基金(Fonds de Promotion des Exportations : FOPRODEX)および輸出市場アクセス基金(Fonds d'Accès aux Marchés d'Exportation: FAMEX)が設立されており、両基金とも CEPEX によって運営されている。なお、FOPRODEX は在チュニジア法人が対象、FAMEX は主に国内市場向けに事業を展開している企業や既に行なっている輸出事業の多角化を狙う企業が対象となっている。

規格関係では、産業省傘下に全国規格・知的財産局 (Institut national de la Normalisation et de la Propriété industrielle : INNPI) が設立されている。

(6) 輸入規制¹⁵

チュニジアは、90%以上の品目において輸入の完全自由化を実現しているが、以下に関しては輸入制限が課せられ、当局による事前の許可が必要となる。

- 支払のない輸入
- 公共の安全、秩序、衛生、野生動物、植物、健康および道徳に関する品目の輸入
- 使用または改修された製品
- カウンターパーチェス制度に基づき行われた取引
- 輸入割当制の枠内で減税の対象となる製品
- 協定の枠内で関税の全部または一部が免税の対象となる製品
- 共通法で許可の対象となる商品で輸入品に対し支払がある場合で、一時輸入の対象製品
- 共通法で許可の対象となる場合で、特別制度の対象となる消費輸入品
- 外貨送金を必要としない輸入
- 特定の危険化学物質の輸入

カウンターパーチェス制度 (Le régime de la compensation)

1995年に政府が自動車組立業を支援する目的でカウンターパーチェス制度を制定し、1998年から実地された。自動車1台の売上の最低50%に相当する部品を現地の部品メーカーから購入することを条件として、外国自動車メーカーに輸入を許可するというもので、これは同国の機械産業の発展に貢献した。この制度は1999年に廃止されたことになっているが、WTOは2006年度の年次報告で、現地調達に関する措置が明確でないことを指摘している。ジェルビ大臣(当時)は「産業カウンターパーチェス政策」が成果を出している分野として、自動車産業、航空産業、ICT分野を例に挙げている¹⁶。

5. 投資環境

(1) 対内直接投資動向

① 概況および2016年実績¹⁷

チュニジアの外国直接投資は、2011年以降続く政治・社会的緊張や治安上の不安定、経済的展望への不安など国内における背景が影響し、2006年から2016年にかけて約半分にまで縮小したものの、2015年は前年比8.8%増、2016年は前年比4.6%増の20億6,000万TDと順調に回復している。

エネルギー部門を除く投資プロジェクト数は、新規案件が95件、拡張案件が324件を数え、11,273人の雇用創出を見込んでいる。そのうち324件は製造業における投資で、雇用創出数は1万33人と全体の89%を占めている。

業種別で見ると、エネルギー部門で炭化水素燃料の開発・探査への投資がともに縮小し(それぞれ20%、12%減)前年比1.0%と僅かながら減少しているが、9億6,030万TDと全体の46.7%を占めている。製造業

¹⁵ チュニジア商業省ホームページ (<http://www.commerce.gov.tn>)

¹⁶ Web Manager Center (www.webmanagercenter.com)、2009年4月28日記事

¹⁷ チュニジア中央銀行 Annual Report 2016、外国投資促進庁 Bilan 2016 des Investissements Etrangers en Tunisie

では7億9,500万TDと前年比40.4%と大幅に増加し、全体の38.6%を占めるに至っている。これは英国企業ACTISが医薬品グループMEDIS社の株式40%を買収したことによって前年比669.5%増に拡大した製薬業(9900万TD)や、農業加工業(60.3%増)および電気・電子機器(54.9%増)によるところが大きい。一方、建設材産業、繊維・衣服産業ではそれぞれ29%、38.9%減少している。サービス部門は、観光部門で24.5%(1億690万TD)、通信部門で4.6%(1億290万TD)増加した一方、金融部門で約30分の1(490万TD)にまで縮小し、全体でも33.2%減少した。

国・地域別で見ると、エネルギー部門を除く最大投資国はプロジェクト数152件で3億6,540万TDを投資したフランスで、2,759人の雇用を創出した。以下、ドイツ(1億5,553万TD)、イギリス(9,202万TD)と続き、上位3国だけで55.8%を占めている。イタリアは5,482万TDで第7位に位置するが、雇用創出では4,292人とフランスを抜き最大雇用創出国となっている。

企業がチュニジア進出を選ぶ理由として、欧州からの地理的な近さ、インフラ・輸送・通信などのビジネス環境、コスト面でのメリット、女性の労働力が豊富でかつ高レベルなどが挙げられる。また、外国からの投資受入れ窓口が一本化されており、事務手続き期間が比較的短いこともメリットとなっている。手続きは、産業・技術革新振興庁(APII: Agency for the Promotion of Industry and Innovation)の「ワン・ストップ・ショップ」(チュニス、スファックス、スース、ナブール、ガフサ、ガベス、ベジャの7カ所に存在)にて行われる。

2016-2017年世界経済フォーラム(ダボス会議)による国の競争力に関する報告書によると、チュニジアは世界137カ国中95位に位置し、アフリカ大陸ではルワンダ、南アフリカ、ボツワナ、モロッコ、アルジェリア、ナミビア、ケニアに次ぐ第8位にまで落ち込んでいる。政府官僚制の非効率さ、汚職、政策の不安定さなどが要因として挙げられている。

表10 産業別対内外外国直接投資額の推移(2008~2016年)(単位:100万TD)

業種	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
エネルギー	1,934	1,234	1,317	1,063	886	1,077	892	970	960
製造業	642	772	574	331	532	507	454	566	795
金融	371	0	43	0	243	99	228	156	5
通信	40	154	127	194	758	88	83	98	109
観光・不動産	199	85	95	23	77	19	52	86	107
その他	213	34	9	5	8	24	99	91	81
合計	3,399	2,279	2,165	1,616	2,504	1,814	1,808	1,967	2,057

出所:チュニジア中央銀行

図1 産業別対内外外国直接投資額の推移(2008~2016年)(単位:100万TD)

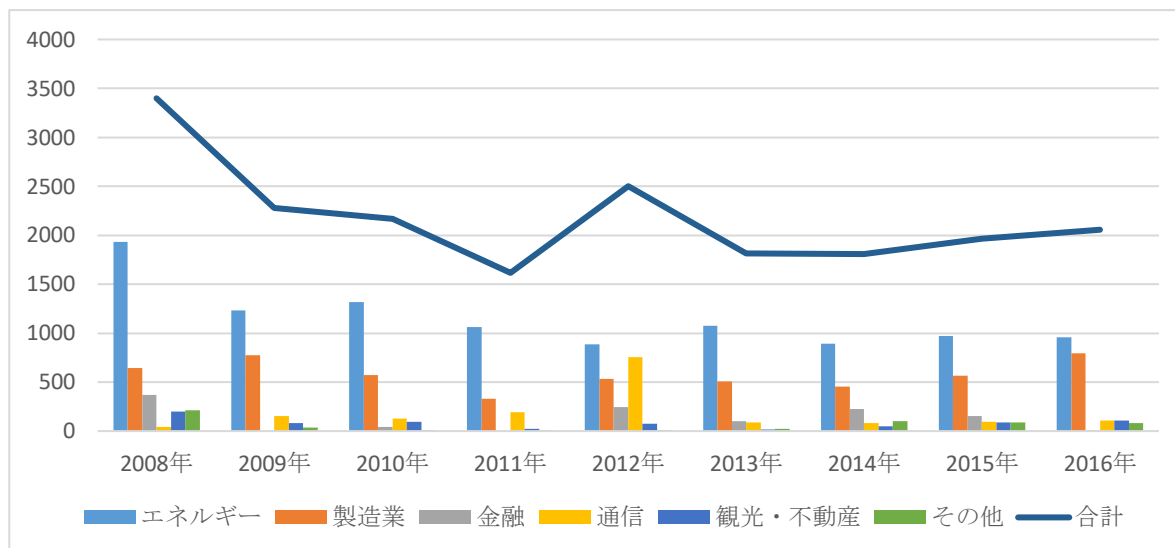


表 11 2016年における外国直接投資国 TOP10 (エネルギー分野除く)

	国名	投資額 (単位: 100 万 TD)
1	フランス	364.50
2	ドイツ	155.53
3	イギリス	92.01
4	リビア	81.30
5	カタール	59.54
6	アラブ首長国連邦	55.64
7	イタリア	54.82
8	モロッコ	46.83
9	スペイン	36.56
10	トルコ	31

出所：外国投資促進庁「Bilan 2016 des Investissements Etrangers en Tunisie」

② 主な分野と最近の投資案件

再生可能エネルギー

年間 3,200 時間の日照時間、1,000MW の風力発電能力を持つといわれるチュニジアの再生可能エネルギー分野のポテンシャルは大きい。チュニジアは原油・天然ガス資源を保有し、1999 年以前はエネルギー輸出

国であった。しかし、2000年以降の経済成長に伴って国内のエネルギー需要は増加し続け、1990年から2012年で消費量は倍増。エネルギー自給率は60%(2015年)にまで下がり、現在はエネルギー輸入国となっている。このため、チュニジアは安定的なエネルギー供給を確保するためにも、エネルギーの効率的な使用と再生可能エネルギー分野の開発に大きな力を入れている。

2016年11月に開催された国際投資会合「チュニジア2020」では持続的経済の柱としてグリーンエコミーを掲げており、2020年までに再生可能エネルギーの発電容量を1,000MW(うち3分の2が太陽光、3分の1が風力。620MWが民間投資により実施予定)拡大し、2030年の数値目標として国内電力生産量に占める割合を30%にまで引き上げるとしている。また、水処理施設の増設や大規模産業、観光施設内での排水再利用の促進など水資源増産に向けた取り組みも強化するとした。

EUは2020年までに全エネルギー需要の20%を再生可能エネルギーでまかなう目標を掲げており、チュニジアの再生可能エネルギーは注目を浴びており、欧州企業が既に参入しつつある。2017年3月にはドイツがチュニジアとの協力協定に基づき、再生可能エネルギー発電プログラムへの技術・ロジスティック支援として700万ユーロの寄付を行っている。

太陽エネルギー発電

2009年に立ち上げられた「チュニジア太陽エネルギー計画(Plan Solaire Tunisien)」では、再生可能エネルギーによる発電量の割合を2016年には16%、2030年には40%まで引き上げることを目標に、2010-16年の7年間で再生可能エネルギーに関する40プロジェクト(太陽エネルギー、風力、省エネ事業などを含む)を実施し、23億ユーロを投資(そのうち70%は民間投資)するとした¹⁸。その後チュニジア太陽エネルギー計画(2016/2030)では数値目標を2020年までに12%、2030年までに30%と改定。当計画の実現には63億ユーロの投資が必要と見積もられている。また、2015年5月11日には再生可能エネルギーによる電力生産および販売に関する法律が発効。次いで2016年8月24日には施行細則が発効している。

TuNur 計画¹⁹

英国企業 Nur Energie により始動された太陽光発電プロジェクト。2011年に、チュニジアの投資グループ TOP Group、チュニジア・フランス合弁企業 Glory Clean Energy との合弁企業(Nur Energie50%保有) TuNur Ltd が設立された。

当プロジェクトは、チュニジア南部のケビリ県に1万ヘクタールにわたる生産能力2GWの太陽光発電所を建設し、地上および海底ケーブルを通じ、欧州市場へ向けてチュニジアからマルタ、イタリアおよびフランスにまで高電圧直流にて送電するというもの。2017年夏には4.5GWを輸出すべくチュニジア当局への許可申請を行っている。投資額は1,250億ドルと見積もられており、1,500人の直接雇用、2万人の間接雇用の創出が見込まれている。

風力発電²⁰

¹⁸ ANME(Agence National pour la Maîtrise de l'Énergie)ホームページ (<http://www.anme.nat.tn>)

¹⁹ TuNur ホームページ (<http://www.tunur.tn>)、TUSTEX 2013年9月4日、2014年10月21日、2017年8月4日付記事

²⁰ The Wind Power ホームページ (<http://www.thewindpower.net>)、ECOFIN 2015年5月16日付記事

既存の風力発電所は、シディ・ダウド市(ボン岬県)とビゼルト市に設置されている。54MW の発電能力をもつシディ・ダウド発電所には、スペインの代替エネルギー企業ガメサ (Gamesa) の系列会社 MADE により合計 70 基の風力発電タービンが供給されている。また、上述の「チュニジア太陽エネルギー計画」の一環として 2 つの新しい風力発電所が建設されたビゼルト発電所においても MADE 社が受注、チュニジア電力・ガス公社(STEG)に合計 143 基の AE-61 型風力発電タービンを供給している。総工費は 6 億 TD、発電能力は合計 190MW に上る。これらの発電所によりチュニジアの風力発電能力は約 250MW に達した。

2017 年 1 月、ベルギー・オランダグループ企業の WindVision は、ビゼルトとベジャに 2 億 8500 万ユーロを投資し、計 62 基の風力発電タービンを設置すると明らかにした。60 人の直接雇用、約 100 人の間接雇用を創出する見込み²¹。

なお、チュニジアはアラブ諸国においてモロッコ、エジプト、ヨルダンに次ぐ第 4 の風力発電によるエネルギー生産国となっている。

送電網 ELMED 計画²²

「チュニジア太陽エネルギー計画」プロジェクトの一環として、2009 年 9 月にチュニジア電力・ガス公社 (STEG) とイタリアのテルナ (Terna) の間で、チュニジアーイタリア間海底送電線敷設を含めた総額 40 億ユーロの「ELMED」計画が発表された。同計画は、チュニジアのボン岬とイタリアのシチリア島を結ぶ 200 キロの海底高圧直流送電 (HDVC) 線の敷設とチュニジア側に 1,200MW 規模の発電所建設の 2 つのプロジェクトから構成されていた。アフリカ大陸と欧州を繋ぐ送電線はモロッコとスペインを結ぶ 1,400MW の交流送電線が 1 本あるのみで同計画への注目は高かったが、計画実施の難しさから、1,200MW の発電所建設を断念し、チュニジア・イタリアの共同出資による 600MW の HVDC 線を維持する、よりシンプルな計画に修正された。2014 年 8 月に当計画の戦略決定を促すコスト利益分析調査が開始され²³、現在引き続きイタリア・チュニジア両国出資により実現可能性調査が行われている²⁴。

デザーテック計画

民間企業主導で、「デザーテック (Desertec)」プロジェクトが 2009 年 7 月にドイツ企業 10 社、スペイン企業 1 社、アルジェリア企業 1 社による合計 12 社²⁵の間で調印された。北アフリカのサハラ砂漠で太陽熱を利用して発電、欧州・北アフリカ・中東地域に高圧直流送電 (HDVC) 網を使って送電する計画で、2050 年までに欧州の電力需要の約 15%、また北アフリカ・中東地域の需要を満たそうとする壮大なものである。プロジェクトの費用は約 4,000 億ユーロと見積もられた。2010 年 3 月にはモロッコのナレバ (Nareva、ONA 系列)、スペインのレッド・エレクトリシア・デ・エスパニャ (Red Electricia de Espana)、フランスのサンゴバン・ソーラー (Saint-Goban Solar)、イタリアのエネル・グリー・パワー (Enel Gree Power) の 4 社が加わった²⁶。2011 年 2 月にはイタリア最大手の銀行 2 行のユニグレッディット (UniCredit) およびインテサ・サンパオロ (Intesa

²¹ Investir en Tunisie 2017 年 1 月 26 日付記事

²² チュニジア産業・技術省ホームページ (www.industrie.gov.tn); AfricanManager、2010 年 5 月 4 日付記事; Les Afriques、2009 年 9 月 1 日付記事、EUROPEmaghreb、2010 年 11 月 30 日付記事、

²³ 2015 年 1 月 6 日付 STEGCEO プレゼン資料「Strengthening the Euro -Mediterranean Electric Interconnections」

²⁴ Espace Manager 2016 年 12 月 2 日付記事

²⁵ ABB、ドイツ銀行、エーオン、ミュンヘン再保険、シーメンス、HSH ノードバンク、マン・ソーラー・ミレニアム、M+W Zander、RWE、ショット・ソーラー、アベンゴア・ソーラー (スペイン)、Cevital (アルジェリア)

²⁶ デザーテック基金ホームページ (www.desertec.org)、2010 年 3 月 22 日付プレスリリース

Sanpaolo)が参加を決定した²⁷。同プロジェクト内で、チュニジアは欧州への送電線(アルジェリアやリビアに設置された CSP で生産された電力をチュニジア経由でイタリアへ送電するルート)が通る重要なトランジット拠点となっており、プロジェクトにおける役割は大きかったものの、膨大な費用捻出と地方における治安問題などから 2014 年に計画は断念された。

送電網「メドグリッド (Medgrid)」計画(トランスグリーン計画)

2010 年 7 月、フランス政府は北アフリカで太陽熱を利用して発電した電力を地中海海底を経て欧州に送る送電網を敷設する「トランスグリーン」計画を発表した²⁸。同計画には、フランス政府のほかアルストム、アレバ、フランス電力 (EDF) などのフランス企業や、スペインのアペンゴア、ドイツのシーメンスなどが参加。モロッコやアルジェリア、チュニジアなど北アフリカ諸国が再生可能エネルギーを利用して生産した電力を地中海海底に複数の高圧直流送電線を敷設し、欧州の送電網と連結させる計画。

同「トランスグリーン」計画は、フランス政府指導で発足した「地中海のための連合²⁹」における「地中海ソーラー計画」に沿ったプロジェクトであり、上述のドイツ企業中心のデザーテックとは別に立ち上げられる形となっている。

2010 年 12 月、フランスのエネルギー省において当計画を進める 20 社からなるコンソーシアムとの調印が成され、トランスグリーンからメドグリッド (Medgrid) へと名称を変更し、プロジェクトは正式にスタートした(予定投資額は 380 億～460 億ユーロ)。しかしデザーテック計画終了に伴い同計画も断念されることとなった。

アポロ計画 (Sahara Solar Breeder Super Apollo Project)³⁰

2010 年 8 月国際協力機構 (JICA)、科学技術振興機構 (JST) や東京大学はアルジェリアのオラン科学技術大学 (USTO)、エネルギー開発センター (CDER) などと「サハラ・ソーラー・ブリーダー研究センタープロジェクト (通称: アポロ計画)」に合意。5 年をかけて、サハラ砂漠の砂に含まれる酸化シリコン (シリカ) を太陽電池向けの高純度シリコンに変える生産技術や高温超電導直流長距離送電システムについて共同研究を行う。

この研究は東大客員教授鯉沼氏が唱えるサハラ・ソーラー・ブリーダー (SSB) 計画がきっかけとなっており、同計画には東大や東京工業大のほか弘前大、物質・材料研究機構なども加わる。アルジェリア側はオラン工科大や高等教育研究省アドゥラル再生可能エネルギー開発部門などが連携している。

2010 年 12 月には、東大鯉沼教授を含む日本の研究者およびチュニジア・アルジェリア産官関係者を交えた計画の推進母体「SSB ファンデーション」が設立されている³¹。当プロジェクトは 2011 年 1 月に開始。2012 年 5 月に行われた当計画に関する第 4 回ワークショップでは、アルジェリアの若い研究者の日本での教育プログラム実施が合意されている。同年 12 月には、アルジェリアから大学関係者約 30 人が日本を訪れた。

²⁷ Algérie Presse Service (www.aps.dz)、2011 年 2 月 11 日付記事

²⁸ 日本経済新聞、2010 年 7 月 6 日付記事; トランスグリーン計画ホームページ (www.transgreen-psm.org)、フランス環境省ホームページ (www.developpement-durable.gouv.fr)

²⁹ 2008 年 7 月 13 日フランスのサルコジ大統領が提唱し設立された、EU 加盟諸国と地中海沿岸国によるゆるやかな共同体。EU27 カ国および EU 加盟候補国を含めた地中海沿岸諸国 16 カ国 (アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モンテネグロ、トルコ、モナコ、アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、パレスチナ、シリア、チュニジア、モリタニア) により構成されている。

³⁰ 日本経済新聞、2010 年 12 月 16 日付記事; SSB ファンデーション HP (www.ssb-foundation.com); Diginfo (jp.diginfo.tv)、2010 年 11 月 22 日付記事; Portail Algérien des Energies Renouvelables ホームページ

³¹ SSB ファンデーション HP (www.ssb-foundation.com)

2015年4月、同年11月に終了予定である当計画の評価調査が行われ、シリコン還元プロセス技術の開発、テストプラントの据え付け、人材育成基盤の整備などプロジェクト目標は達成される見込みと判断された³²。

その他³³

ブリティッシュ・ガスは2013年2月、チュニジア国内の天然ガス探査を目的に1億TD(約4,800万ユーロ)の投資を行うと発表した。開発における新手法の特定を行いつつ、インフラ整備を含む複数の分野への投資を行う基金の創設の可能性も示唆した。

イタリア石油大手 ENI のスカローニ CEO は、チュニジアにおける生産増を目指し、2008年の同国に対する投資を5億TD(2億8,100万ユーロ)まで拡大する計画を発表。同時に、チュニジアを通じてアルジェリア産ガスをイタリアに輸送するパイプライン「トランスメッド」の2019年以降の契約延長に関して、現在チュニジア政府との間で交渉を行っていることも明らかにした。また、同社は2012年にも、油田開発、探査活動の強化、生産拠点環境開発などを目的とした6億ドルの投資を行うことを発表している。

オランダの石油・ガス開発生産企業マザリン・エナジー (MAZARINE Energy) は2014年2月、同社の北アフリカ初進出に際しチュニジアを選択、5,000万ドルを数段階に分けて投資する。現地企業ザーフラン (Zaafrane) の権利90%を取得し、チュニジア中央部における採掘活動を行う。

観光分野³⁴

2016年、チュニジアの観光産業がGDPに占める割合は6.6%(58億2,200万TD)で、労働人口の約13%にあたる43万人が直接・間接的に当産業に従事するなどチュニジアの主要産業となっている。

革命以前、700万人を超えた観光客数は、2011年の革命の混乱(前年比34%減)と2015年の相次ぐ観光客襲撃事件(前年比25%減)により落ち込んだものの、2016年は前年比7%増の570万人と緩やかではあるが再び回復しつつある。一方、観光収入は前年比1.7%減の23億7,000万TDと2005年以来最も低い数値となった。こうした中、政府は観光商品の多様化やプロモーション・マーケティングの強化など各種振興策を実施しており、2016年には多様化戦略だけで1,700万TDの予算が当てられている。

観光客の内訳を見ると、アルジェリアからの観光客が22%増の180万人とトップに立っており、リビアからも50万人が訪れるなど隣国からの観光客が目立つ。また、ロシア・トルコ間の外交問題でチュニジアに観光客が流れたことにより、ロシア観光客が62万3,000人と1,000%以上増加する異例の年となった。2017年2月16日より中国籍観光客への90日以内の滞在に対し入国審査証の取得が不要となったため今後の成長が期待されている。

チュニジア経済の重要な牽引役となっている観光産業だが、2016年、不動産を含めた観光産業への外国直接投資に占める割合は全体の5.2%(1億690万TD)と比較的低い。予定されていた観光プロジェクトは国際金融危機の影響を受け2009年以降一時凍結、中断しているケースが少なくないが、2014年の政権安定以来、再検討され始めている。尚、対内投資の中でも大型の観光プロジェクトは主に湾岸諸国からの投資が多

³² JICA ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>) 終了時評価調査結果

³³ Investir en Tunisie 2013年12月31日付記事、2014年2月12日付記事

³⁴ 世界旅行観光協議会 (WTTC) 「ECONOMIC IMPACT 2017 Tunisia」、Le Figaro 2017年6月26日付記事、チュニジア中央銀行 Annual Report 2016

い。

最近の主要な観光プロジェクトは、以下のとおり。

アブ・カテル(Abu Khater)グループ(アラブ首長国連邦)が、チュニス北部の湖畔に建設予定のチュニス・スポーツ・シティー(Tunis Sports City)に 50 億ドル投資するとしていたが、経済危機により中断。しかし 2014 年 3 月にバヤヒ(Bayahi)グループ(チュニジア)が参加を表明し、30 億ドルの投資を行うとした³⁵。

エマール(Emaar)不動産(アラブ首長国連邦)は、マリーナ・アル・ケッソール(Marina Al Qussor)と名づけられたスース(Sousse)北部に設置される観光リゾートに 19 億ドル投資する予定。

サマ・ドバイ(Sama Dubai)社(アラブ首長国連邦)は、チュニス南部の湖畔に建設予定のメディテレーニアン・ゲート(Mediterranean Gate)リゾートに 15 年かけて 250 億 TD 投資する予定。2011 年以降中断されていたが、2015 年 12 月に再開が約束された³⁶。

ゴルフ・ファイナンス・ハウス(Gulf Finance House)社(バーレーン)とイスラム銀行(バーレーン)は、チュニス北部の未開発地ラウエッド(Raoued)にオフショア総合金融センター「チュニス・ファイナンシャル・ハーバー(TFH)」を 35 億ドルかけて開発する予定。完成すれば 1 万 6,000 人の雇用が創出される。2016 年 1 月に再開への合意がなされたと発表された³⁷。

カタリ・ディアル(Qatari Diar、カタール)はトザール地方に 5 つ星ホテルやスポーツ施設、文化施設を含むトザール・ディザート・リゾートを設置予定。投資予定額は 1 億 6,000 万 TD。2015 年 2 月に建設許可を取得しており、2019 年完成予定。

米マリオットグループは、1 億 5,000 万 TD をかけて、スース県に 5 つ星ホテルを開発する。2014 年着工。2013 年 11 月に、オープン後の管理企業となるチュニジアのジェナヤ(Jenayah)グループ企業と契約を交わしている。なお、当グループ間の提携は今回が初めてではなく、マリオットインターナショナルはリッツ・カールトンブランドで別のホテルをオープン予定。

リビアの外国投資企業、ラフィコ・リビアは、8,000 万から 1 億ドルをかけてチュニスに 5 つ星リゾートホテル、オフィス、ショッピングセンターを含む総合商業施設コンプレックスを建設することを発表した。

カタールのアル・マジダ・グループ傘下にあるマジダ・チュニジア・ホールディングは、2016 年 11 月、チュニジア観光省と間でチュニス北部のガマルトに超大型観光施設を建設する契約を締結。5 つ星ホテル、大型会議場、ショッピングモール、文化施設などが含まれる。投資額は 2 億ドルで、1,500 人の直接雇用を創出する見込み。³⁸

米ホテルチェーンのフォーシーズンズ・ホテルズ&リゾーツが、北アフリカで 7 番目となる 5 つ星ホテルを 2017 年 11 月、チュニス郊外のガマルトにオープンした。

³⁵ Business News.com 2014 年 3 月 18 日付記事、

³⁶ Investir en Tunisie 2015 年 12 月 23 日付記事、

³⁷ Investir en Tunisie 2016 年 1 月 28 日付記事、

³⁸ Espace Manager 2016 年 11 月 30 日付記事、Qatar Tribune 2016 年 12 月 1 日付記事

チュニジアの ICT 部門は、2009 年から 2014 年の平均成長率 11%と高成長を遂げた。GDP に占める割合は 7.2%、約 1,200 社が 10 万人の雇用を抱える主要産業の一つとなっている。チュニジア世帯の 93.1%がモバイルインターネット(主に 3G)を利用しており、個人でのインターネット使用率は 48.5%に上るなどアフリカ諸国の中でも最先端の通信インフラが整備されている。世界経済フォーラム(ダボス会議)による 2016 年情報技術の競争力に関する報告書⁴⁰では全 139 カ国の中で 81 位、アフリカでは南アフリカ(65 位)、モロッコ(78 位)、ルワンダ(80 位)に次ぐ 4 位となっている。国内は全長 9,000 キロの光ケーブルによって、国際ネットワークには海底ケーブル 3 本によって結ばれている。3 本目の海底ケーブルはチュニジア資本 100%で設置された初めての海底光ケーブルで「Hannibal」と呼ばれ、2009 年 11 月に開通。これにより、国内で急増するインターネット需要を満たすこと、そして安定的なアクセスを提供することで投資先としての魅力を海外にアピールすることに成功している⁴¹。

ICT セクターの中でも特に急成長を遂げているのがコールセンター事業などのオフショアリング活動で、2014 年には GDP の 1.2%(9 億 5,000 万 TD)を占めるにまで至っている。モロッコやエジプトと争う形でコスト低下を目指す欧州企業の事業移転先として注目を浴びており、政府はコールセンター誘致策として、税制上の優遇処置や電話料金優遇措置などを設け、現地人材の雇用に際しては現地の職業安定所の全面的な協力が得られるようになっている。また、さらに多くの外国投資を誘致するため、様々な税制優遇措置を定めるとともに、最先端の設備が完備された ICT に特化したテクノパークをチュニス近郊のエルガザラ(El Ghazala)およびスファックス(Sfax)に設置した。エルガザラ・テクノパークには、エリクソン、アルカテル・リュセント、マイクロソフトなど外国、国内企業合わせて 250 社(そのうち 10 社が大手グループ企業)が進出しており、また、産業・技術省がこれまで行っていた業務を引き継ぎ、外国企業に対して行う様々な事務手続きおよび輸入業務や機器の販売などに関する調整・アドバイスなどを行う一括引受窓口も設置されている。

国土も小さく、資源大国のアルジェリアやリビアに挟まれるチュニジアは、高い教育水準を武器に科学技術やサービスといったソフト分野を発展させ近隣諸国に差をつけることで、安定した経済発展を維持しようとしている。開発 5 ヵ年計画(2016-2020)では「デジタル・チュニジア 2020」計画を掲げ、インフラ開発(高速インターネット回線の整備)、e-Gov(公共サービスの電子化など)、e-Business(e 教育、e 医療、イノベーションなど)およびスマート・チュニジア(オフショアリング促進)の 4 つを柱に、2020 年までに 10 万人の雇用創出と GDP の 90 億 TD までの拡大を目指している。

最近の主な投資事例は以下のとおり。

2007 年 8 月、仏プジョーが欧州 7 カ国をカバーするコールセンターをポルトガルとチュニジアに移転することを発表。ポルトガルセンターでは、ポルトガルのみならずイタリア、ドイツ、オランダ、ベルギー、スペインをカバーする。チュニジアセンターではフランス語による問い合わせに対応。

米ヒューレット・パッカード (HP) は 2009 年 6 月、世界全国をカバーする販売と営業のサポートセンターをエルガザラ・テクノパークに設置することを発表した⁴²。このセンター開設にあたり 800 人

³⁹ 在チュニジアフランス大使館 Le secteur des TIC en Tunisie、Oxford Business Group ホームページ

⁴⁰ World Economic Forum, The Global Information Technology Report 2015

⁴¹ La Presse (www.lapresse.tn)、2009 年 11 月 16 日記事

⁴² Business News (www.businessnews.com.tn)、2009 年 6 月 22 日付記事

ほどのチュニジア人エンジニアを起用する。

カタールの通信事業カタール・テレコムは、2012年12月にチュニジア政府保有のチュニジアナ (Tunisiana) 株25%のうち15%を買収する合意書に署名した。買収価格は4億1,000万ドル。これにより、カタール・テレコムのチュニジアへの出資率は90%に引き上げられる。

マイクロソフトは2007年チュニジアにマイクロソフト・イノベーション・センター (MIC) を設立、2009年11月には10社のICT新興企業が選出されMICでの研修が開始された。選出された企業は、いずれも先端技術を有し、イノベーション力が強く、大きな将来性を持つ新興企業および起業家で、MICで1年間の集中的な技術研修と経営研修を受ける。またマイクロソフトとタイアップすることで知名度が上がるため、宣伝効果を上げることも狙いの1つとなっている。同社では2013年2月にもアフリカ諸国の接続性を向上させ、競争力を高めるためのツール開発を目的とした「Microsoft 4Afrika」イニシアティブを始動。7,500万から1億ドルの投資を行うとしている⁴³。

2014年3月、チュニジア商工会議所は輸出促進を目的に「Tunisia e-Business Network」を開設した。予算42万8,000ドルのうち25万ドルをアメリカ政府が出資している⁴⁴。

2016年1月、フランスのオープンソースソフトウェア開発企業リナゴラが、エルガザエラ・テクノパーク内にR&D拠点を設置した⁴⁵。

この他、2016年10月に韓国テレコムとチュニジアテレコム間で協力協定が締結され、また2017年4月にはルーキルグループ、同グループが前年12月に若者への新技術（特に携帯アプリケーション、インターネット関連）研修のハブとなることを目的に開設したMDIスマートセンター、そしてフィンランドのトゥルク応用科学大学との間で協力協定が締結されている。

航空機産業

2009年1月、EADS/エアバスの100%子会社アエロリア (Aerolia) は、チュニス南西部に設けられた航空機下請け産業に特化したエルマギラ (El Mghira) 工業地帯に進出する合意書に調印。先5年間で3,000万ユーロ、合計6,000万ユーロを投資し、1万平方メートルの土地に航空機組立工場を設置する。この工場ではアエロリアがフランスの工場で作成した部品を組み立てる作業が行われる。

フランス航空機部品会社フィジャック・アエロ (Figeac Aéro) は、上述のエルマギラ工業地帯にアエロリア向けの航空機部品製造工場を設置。投資額は1,000万ユーロ。この他、エアバスの進出によって、下請企業セコマス (Secomas、仏航空ボイラー製造企業)、セルマ・テクノロジー (Serma Technologie、仏電気エンジニア企業)、ストーム・エアークラフト (Storm Aircraft、伊設計・エンジニア企業) など多数が進出している。

フランス航空機部品会社ゾディアック・アエロスペースは、2013年、チュニス郊外に位置するグロムバリア産業地区に、新たな航空機部品の製造拠点を設置する。投資額は2,500万TD、500人以上の雇用創出が見込まれている。当工場はゾディアック・アエロスペースのチュニジアにおける4つ目の工場となる。

⁴³ Investir en Tunisie、2013年3月4日付記事

⁴⁴ Investir en Tunisie、2014年3月7日付記事

⁴⁵ African Manager、2016年1月11日付記事、

自動車部品産業

ドイツのワイヤーハーネス専門企業ドレックスマイヤー (Dräxlmaier) はシリアナにある工場を 2 万 5,000 平方メートルから 4 万 3,000 平方メートルへ拡張。投資額は 2,230 万ユーロ。2016 年 9 月にはスース工場で、今後 1 年間で 350 人を雇用すると発表した⁴⁶。

ドイツのワイヤーハーネス専門企業クロムベルグ & シューベルト (Kromberg & Schubert) は、ベジャ工業地帯にある工場を拡張し、チュニス近郊のエルガザラ・テクノポールに製品開発部門を新たに設立。全投資額は 2,740 万ユーロ。

日本の住友電装は 2008 年にジェンドゥーバ (Jendouba) 県にある工業地帯に進出。

矢崎総業は 2000 年にビゼルタ・フリーゾーンに進出し、ワイヤーハーネスの製造を開始、現在も生産は継続している。さらに、2009 年にガフサ (Gafsa) 県にある工業地帯にも進出。2011 年までに 5 つの生産拠点 (うち 2 つは 2011 年に閉鎖) を設立している。当社は 2014 年には新たな生産拠点をビゼルト県のブシュカラ (Bouchkara) に建設する増産計画を発表していたが、中止されている。

チュニジアのゾーアリグループを中心とした複数のチュニジア企業およびインドのマヒンドラ社との合弁企業であるメディカーズ (Medicars) は、2013 年 10 月末にチュニジアでは 3 番目、アフリカでは初となるインド系自動車メーカーのチェーン方式組立生産拠点をスース県に開設。当初の投資額は 3,200 万 TD。

フランスのプジョーは、2015 年 6 月、中期的に 1 億ユーロ (2 億 TD)、短期的には 4,000 万ユーロを新たに投資すると発表した⁴⁷。2016 年 11 月には現地代理店 STAFIM とトラックの組立・販売に関する協定を締結。2018 年 3 月に組み立て工場が稼働開始し、同年 6 月には最初の 1,200 台が出荷される予定。2019 年以降は年間 4,000 台を生産する。⁴⁸

ドイツの自動車部品メーカー、マルカート (Marquardt) は、2015 年 5 月にエルアグバの産業ゾーンに新たな生産拠点を開設した。投資額は 1,200 万ユーロ。これはもともとスクラにあった工場の拡大を目的としたもの⁴⁹。

2016 年 6 月、ホンダのチュニジアにおける正規販売代理店であるジャパニーズ・モーター・カンパニーは、チュニジア初となるホンダのショールームを開設。当初の予算額は 1,500 万 TD⁵⁰。

マツダの正規販売代理店であるエコノミック・オートは 2017 年 3 月、チュニス郊外に新店舗を開設。また、2017 年 5 月には中国の自動車メーカー FOTON と生産・販売契約を締結している。⁵¹

2016 年 11 月、中国のバスメーカーである金龍聯合汽車工業 (King Long United Automotive Industry) の組立工場着工式が行われた。150 人を雇用し年間 150 台のバスを生産する予定で、操業開始は 2018 年を見込んでいる⁵²。

⁴⁶ L'Economiste maghébien、2016 年 9 月 21 日付記事

⁴⁷ Investir en Tunisie、2015 年 6 月 8 日付記事

⁴⁸ Kapitalis、2017 年 9 月 15 日付記事

⁴⁹ Investir en Tunisie、2014 年 5 月 17 日付記事

⁵⁰ Business News 2016 年 5 月 16 日付記事、Investir en Tunisie、2016 年 6 月 15 日付記事

⁵¹ Kapitalis 2016 年 12 月 7 日付記事、Investir en Tunisie、2017 年 5 月 12 日付記事

⁵² Investir en Tunisie、2016 年 11 月 15,20 日付記事

中国のチェリー自動車は STA を販売代理店としてチュニジアに進出。2016 年 10 月にショールームを含む商業スペースを開設、販売を開始した⁵³。

仏グループ PSA の自動車修理チェーンであるユーロ・リペア・カー・サービスが 2017 年 1 月チュニジア法人本社を開設。同時に 5 カ所の修理工場を設置した⁵⁴。

金融⁵⁵

カタールのカタール国営銀行 (Qatar National Bank) は 2014 年 6 月、チュニジア子会社であるチュニジャン・カタリ銀行 (Tunisian Qatari Bank) に 1 億 TD の増資を行うことを発表した。

フランスのソシエテ・ジェネラル銀行は 2014 年 10 月に、国際銀行連盟 (UIB) に 7,800 万 TD の増資を行った。これにより UIB への資本は、2002 年に取得した 52% から 75% に拡大した。

サウジアラビアのイスラム開発銀行 (IsDB) は 2014 年 12 月、ジトゥーナ銀行 (Banque Zitouna) に 3,700 万 TD を出資。これでジトゥーナ銀行への出資率は、IsDB が 21%、政府が 69%、民間投資家が 10% となる。

流通部門⁵⁶

GDP の約 8% を占め 45 万人の雇用を抱えるチュニジアの商業流通部門は、2001 年チュニス近郊への仏カルフルの進出以来、大きな変化を遂げている。カルフルはチュニジアの UTIC グループの傘下に入っている。2005 年には総床面積 1 万 2,000 平方メートルのショッピング・センター「チュニス・シティ」もオープンし、マブルーク・グループと仏カジノグループのジョイント・ベンチャーとして大型スーパーのジェアン・カジノが開店した。また、2012 年には仏オーシャンが国営マガザン・ジェネラルの資本 10% を取得してチュニジアに進出、オーシャンの研修、マーケティング、管理ノウハウなどがマガザン・ジェネラルにもたらされた。2014 年には出資率を 15% に拡大し、両社で 10 億 TD (6 億 2,300 万ドル) をかけて国内に 5 店舗のハイパーマーケットを開設すると発表している⁵⁷。

これら大型チェーンの進出にもかかわらず、売上 67 億 TD を出し、当セクターにおける約半分を雇用する伝統的小売店の役割は大きい。特に地方ではこの傾向が顕著である。大規模小売店が市場に占める割合は 18% (2015 年時点⁵⁸) と全国的にはいまだ低いが、今後進む都市化や市民の生活向上、生活習慣の変化などにより成長していくと見込まれている。主な大規模小売店は以下の 4 社。

1) マブルーク・グループ⁵⁹

スーパーマーケット・チェーン。スーパー 85 店舗 (モノプリ)、ハイパー 1 店舗 (チュニス北郊外の大型ショッピングセンター「チュニス・シティ」内のジェアン・カジノ) などを有する。マガザン・ジェネラル (国営)

⁵³ Tunisie Numerique、2016 年 10 月 19 日付記事

⁵⁴ L'Economiste maghébien、2017 年 1 月 24 日付記事

⁵⁵ チュニジア中央銀行 Annual Report 2014、Ecofin Finance 2014 年 6 月 24 日付記事、2014 年 11 月 1 日付記事、Tunisie Numerique 2015 年 1 月 26 日付記事

⁵⁶ ilBoursa 2017 年 3 月 6 日付記事、African Manager 2017 年 3 月 26 日付記事⁵⁷ Investir en Tunisie、2014 年 5 月 2 日付記事

⁵⁷ Investir en Tunisie、2014 年 5 月 2 日付記事

⁵⁸ Le temps、2015 年 1 月 27 日付記事

⁵⁹ Mabrouk 3 兄弟 (Mohammed Ali, Ismail and Marwan Mabrouk) によって創設・経営されているチュニジアの代表的な民間総合商社グループ。このうち Marwan はベン・アリ前大統領の 3 番目の娘 (Cyrine Ben Ali) と結婚しており、前政権との繋がりが指摘されている。

の買収に関心を持つも獲得に失敗した。

2) シャイビ/ユリス・ハイパー・ディストリビューション(UTIC グループ⁶⁰)

カルフル名で 89 店舗(カルフル(ハイパー)2 店舗、カルフル・マーケット 43 店舗、カルフル・エクスプレス 34 店舗)を展開している。雇用人口は約 5 千人。2015 年の売上高は 8 億 3,000 万 TD に上り、シェア率は 32%。

3) マガザン・ジェネラル(プーリナ・グループ⁶¹)

政府(当時 76.3%保有)による民営化支援ミッション入札を受け、2007 年 7 月にプーリナ・グループ(食品コンソーシアム)が落札。資本はプーリナ・グループが 49%、グループ内企業であるバヤシが 51%を保有し、運営はバヤシが行うとした。2011 年以降は仏オーシャンが資本進出している。スーパーと小型スーパーを MG-Maxi、MG City、MG Proxi、BATAM 名で展開、2016 年 9 月末時点で 83 店舗を有している。

4) アジザ(AZIZA)

SLAMA グループに属する 2014 年にオープンしたディスカウントチェーン。91 店舗を有している。

2009 年 8 月商業法の改正および 2010 年 7 月制定の 1501 法令にてフランチャイズに関する新たな法律が成立し、フランチャイズ契約に関する基本的なルールが制定された。これにより、流通、観光、研修サービスおよび一部のサービス業の分野における外国企業のフランチャイズが合法化された。一方で、有望分野であるファーストフードや不動産などそれ以外の分野における外国企業のフランチャイズ展開を望む企業は、競争委員会による特別認可を受ける必要がある。2016 年 5 月時点、ファーストフードやパン屋、パティスリーなど 13 件、不動産やスポーツジムなど 5 件の 18 件が商業省により認可されている⁶²。最近の例としては、チュニジア企業 El Hebri Senan とフランチャイズ契約を締結、2016 年 5 月にチュニス郊外に面積 2,000 平方メートル平方メートルの第 1 号店をオープンした仏衣料・雑貨流通企業の TATI や、2016 年 3 月にチュニジアのホテル経営グループとマスターフランチャイズ契約を結び、国内に 5 店舗を開設する仏パンメーカーの Paul がある。

食品以外の大規模小売店の進出も増加しており、衣料品流通ではフランスからエタム(Etam、女性用衣料・下着)、セリオ(Celio、男性用衣料)、ラコステ、デュ・パレイユ・オ・メム(Du pareil au même、子供服)、カティミニ(Catimini、子供服)、キアビ(Kiabi、衣料全般)等、イタリアからはエレア(Errea、スポーツ衣料)やゴラ(GOLA、スポーツ衣料)などが進出している。尚、国内の衣料品販売チェーンの販売も好調でマブルーク(Mabrouk)、サンオ(Sasio)、ブルー・アイランド(Blue Island)、ディクシット(Dixit)などが外国ブランドと競合している。香水では仏マリオノ(Marionnaud)が進出している。

これら流通部門の政府管轄は商業省(Ministère du commerce)、大型流通業者の組合としては、全国大型流通業者組合(La Chambre Syndicale Nationale des Grandes Surfaces - UTICA)が挙げられる。

⁶⁰ UTIC (Ulysse Trading and Industrial Companies)グループは、創設者の名字である Chaibi グループとして通常知られている。包装業を起点に発展したチュニジアの代表的な民間総合商社グループ。代表取締役は、Taoufik Chaibi 氏。

⁶¹ 養鶏産業を営む企業を母体(1967 年創業開始)に発展したチュニジアの代表的な民間総合商社グループ。代表取締役は、創設者でもある Abdelwahab Ben Ayed 氏でグループ資本の 40%を保有。

⁶² webmanager、2016 年 6 月 24 日付記事⁶³ チュニジア外国投資促進庁、<http://www.investintunisia.com/>

(2) 外国投資促進政策・制度

1993年に公布された投資促進法典(Code d'incitation aux investissements:CII)に基づき、チュニジア企業、外国企業に対して、投資の自由化に関する制度が導入された。特に完全輸出型の産業およびサービス部門については、様々な税制優遇措置がとられている。この投資促進法典により、鉱業、エネルギー、金融、国内商取引を除き、投資に関する全ての法律が一元化された。

2011年の革命後の経済復興を目指すチュニジア政府は2016年、国家経済優先事項として、国家経済とその技術の付加価値・競争力・輸出能力の向上、雇用創出と人材能力の促進、地域格差是正に向けた開発、持続的開発の実現を掲げ、それらを通じた投資の促進と起業や拡張支援の強化を図るため新たな投資法を公布。2017年4月1日より施行されている。また、投資法に先立ち、参入の枠組みとなるPPP(官民連携)法、銀行法を公布するなど関連法制度の整備を進めている。

PPP法：2016年6月20日公布

これまで分野別に分かれていたPPPに関する法律を一元化するもので、手続きの簡素化や契約上の要件、特に各プロジェクトが経済、社会、環境に与える影響を分析しつつ、パートナー間でのリスクと利益の共有を決定するために行われる事前調査の実施などが定められている。また、合わせて実行機関として官民連携戦略評議会(CSPP)が設置された。

銀行法：2016年7月11日公布

銀行・金融機関のガバナンス改善、イスラム金融の規制、預金者の保護、経営難または清算過程にある銀行・金融機関に対する法的枠組みの定義などを定めることで、チュニジア金融の適切な機能と安定を目指している。またチュニジア中央銀行の役割の強化や銀行・金融機関の資本金の増額(銀行5,000万TD、金融機関2,500万TD、支払機関500万TD)も定めている。

① 投資促進制度

新たに導入された投資法では、管轄省庁による事前承認が必要な分野の削減や、申請から承認までの期日設定(期日までに返事がない場合は承認とみなされる。却下の場合は明確な理由が必要)、仕様書の改正と申請プロセスの簡素化など、より投資の自由化を促進する措置が取られている。また、これまで外国人による不動産購入は産業ゾーンまたは観光ゾーンに限られていたが、農地以外は自由に不動産所有ができるようになった。外国人管理職雇用に関しては、最初の3年間は管理職全体の30%まで、4年目以降は10%あるいは4人まで簡単な申告のみで雇用できるとしている。

新投資法では、外国人投資家に対する権利と義務に関する項目も定められており、投資家の財産および知的財産権が保証される一方、国内の様々な法律(雇用、社会保障、環境保全など)を遵守し、当法律適用に際し必要な情報を提供するよう求められている。

高等投資委員会(Conseil Supérieur de l'investissement)、国家投資機関(Instance Tunisienne de l'investissement)および国家投資基金(Fonds Tunisien de l'Investissement)の3つが新たに創設され、それぞれ政策や戦略・プログラムの決定機関、優先分野への投資支援機関、支援の実行機関とし

て機能する。

② 優遇措置⁶³

1) 一般優遇措置

- 再輸出される製品の輸入に対する VAT および関税の 100%免除
- 連合協定、自由貿易協定に基づく欧州、アラブ諸国、トルコからの設備、原料の輸入に対する関税の免除
- 雇用者負担の社会保障拠出金を国が 5 年間負担
- 国際基準の能力取得を目的としたチュニジア国籍従業員の研修費用を 1 社年間 2 万 TD を上限に支援

2) 特別優遇措置:輸出専門企業

- 法人税を 10%に軽減
- 設備財、原料、半製品に係る税(droit)と目的税(taxe)の 100%免除
- 工業製品およびサービス分野の企業は、売上高の 30%を上限に、事前の許可なく、その製品の一部またはサービスを国内で販売できる

3) その他特殊案件に対する優遇措置

地方開発奨励地区: 第1グループと第 2 グループに分けられる(表 12 を参照)

第 1 グループ

- 150 万 TD を上限に、投資額の 15%までを国が支援
- 事業開始から最初 5 年間の法人税の 100%免除、その後は 10%に軽減
- 雇用者負担の社会保障拠出金を国が 5 年間 100%負担
- 投資額の 10%まで 100 万 TD を上限に、工業製品分野におけるインフラ整備費用の 65%を支援
- チュニジア国籍の従業員を正社員として雇用した場合、給与の一部を 5 年間国が負担

第 2 グループ

- 300 万 TD を上限に、投資額の 30%までを国が支援
- 事業開始から最初 10 年間の法人税の 100%免除、その後は 10%に軽減
- 雇用者負担の社会保障拠出金を国が 10 年間 100%負担
- 投資額の 10%まで 100 万 TD を上限に、工業製品分野におけるインフラ整備費用の 85%を支援
- 従業員住宅振興基金への拠出金の免除
- チュニジア国籍の従業員を正社員として雇用した場合、給与の一部を国が 10 年間負担

表 12 地方開発奨励地区リスト

グループ	県	郡
地方開発奨励地区 第 1 グループ	Béja	Medjez el Bab
	Sfax	Agareb, Djebeniana, El Amra, El Hancha, El Ghraiba, Skhira, Bir Ali ben Khélifa, Menzel Chaker
	Sousse	Sidi El Hani
	Zaghouan	Zaghouan, Bir M'cherga, Zriba

⁶³ チュニジア外国投資促進庁、<http://www.investintunisia.com/>

地方開発奨励地区 第2グループ	Béja	Béja nord, Béja sud, Testour, Teboursouk, Goubellat, Tibar, Nefza, Amdoun
	Bizerte	Djoumine, Ghezala, Sejnane
	Gabès	Mareth, Matmata, Nouvelle Matmata, El Hamma, Menzel el Habib, Dkhila Toujen
	Gafsa	Gafsa Nord, Gafsa Sud, Sidi Aich, El Ksar, Om Al Arais, Redeyef, Metlaoui, Mdhila, El Guetar, Belkhir, Sned, Sidi Boubaker, Zannouch
	Jendouba	Jendouba, Jendouba nord, Bou Salem, Tabarka, Ain Draham, Fernana, Ghardimaou, Wadi Maliz, Bouaouene Balta
	Kairouan	Kairouan nord, Kairouan sud, Hajeb el Ayoun, Echebika, Sbikha, Haffouz, Nasrallah, Bouhajla, Cherarda, Oueslatia, El Alâa, Ain Jloula, Menzel M'hiri
	Kasserine	Kasserine nord, Kasserine sud, Ezzouhour, Hassi el Frid, Sbeitla, Sbiba, Djedeliane, Layoun, Thala, Hidra, Foussana, Feriana, Mejel Bel Abbés
	Kébili	Kébili Ouest, Kébili Est, Souk Lahd, Douz Nord, Douz Sud, El Faouar, Rjim Maatoug
	Le Kef	Kef Ouest, Kef Est, Nebeur, Saktet Sidi Youssef, Tajerouine, Kalaat-Senan, Kalaa Khasba, Jérissa, El Ksour, Dahmani, Sers, Touiref
	Mahdia	Ouled Chamekh, Hébir, Essouassi, Chorbane
	Médenine	Médenine nord, Médenine sud, Sidi Makhlouf, Ben Guerdane, Béni Khedèche
	Sidi Bouzid	Sidi Bouzid Ouest, Sidi Bouzid Est, Mezzouna, Regueb, Ouled Haffouz, Bir lahfay, Sidi Ali Ben Aoùn, Menzel Bouzaienne, Jilma, Cebalet Ouled Asker, Meknassy, Al Miknassi, Souk Jedid, Saïda
	Siliana	Bou Arada, Gaâfour, El Krib, El Aroussa, Siliana nord, Siliana sud, Bou Rouis, Bargou, Makthar, Ar-Rawhiyah, Kesra
	Tataouine	Tataouine nord, Tataouine sud, Bir Lahmar, Smar, Ghomrassen, Dhehiba, Remada
Tozeur	Tozeur, Dgueche, Tamarza, Nefta, Hazoua, El Hmma du Jerid	
Zaghuan	El Fahs, Saouaf, Nador	

出所:チュニジア外国投資促進庁、<http://www.investintunisia.com>

農業部門

- 中・大規模の投資は投資額の15%、小規模の投資には100万TDを上限に30%を支援
- 事業開始後10年間は所得税・法人税を100%免除。その後は10%に軽減

優先部門(20の優先分野*)

- 100万TDを上限に投資額の15%を支援
- チュニジア国籍の従業員を正社員として雇用した場合、給与の一部を国が3年間負担

*ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、エレクトロニクス、自動車、航空、海洋、鉄道、繊維・衣類、ICT、再生可能エネルギー生産など

R&D 促進部門

- 30万TDを上限に投資額の50%を支援

無形資産投資

- 50 万 TD を上限に投資額の 50%を支援 (2 万 TD を上限とした調査への支援を含む)

教育、科学研究、職業訓練、保健部門

- 必要な設備への関税および VAT の免除
- 法人税の 10%への軽減および個人所得への 3 分の 2 の控除

国家経済優先事項の実現に貢献する投資

- 最大 10 年間の所得税・法人税の 100%免除
- 3,000 万 TD を上限に、投資額の 3 分の 1 までを支援
- インフラ工事を国が負担

ただし、投資額 5,000 万 TD 以上、事業開始から 3 年間で 500 人以上の雇用を創出することを条件とする。

環境保全、汚染対策のための投資*

- 30 万 TD を上限に承認投資額の 50%を支援

*企業活動に起因する水質、大気汚染除去計画や、汚染源の削減や管理につながるクリーンまたは無害な技術を用いた計画、同事業を行うまたは同性質の汚染物質を排出する複数の企業のために、公共または民間事業者により実施される集団浄化装置の設置など

このほか、農業や鉱物などの資源の開発・探査活動などバリューチェーン開発に貢献する投資には 100 万 TD を上限に投資額の 15%の支援、新技術や生産性向上を目的とした資源投資に対しては、50 万 TD を上限に投資額の 50%が支援される。また、農業・漁業・養殖のカテゴリーA への投資は 55%、農水産業分野の相互農業サービスおよび開発グループ企業へは 60%が支援される。

4) 外国資本および利益の国外送金

1993 年以降チュニジア・ディナール (TD) は通常のビジネス取引で外貨交換性を有するようになり、外国企業の資本、利益の国外送金が完全に自由になった(「チュニジアの貿易」参照)。国外送金の対象は次のとおり:

- 投資家:株式関連の所得。
- 企業:ビジネス関連および生産関係の取引。
- 給与所得者:労働契約完了から 3 カ月後、手取り給与の 50%。
- 外国人労働者:自由に送金できる割合は労働契約書で決められる。

チュニジアは現在投資保護協定を 54 カ国(うち発効済みは 33 カ国)、二重課税防止条約を 52 カ国(発効済みは 51 カ国)と締結している(日本-チュニジア間はいずれも未締結)。

③ 経済活動地区 (フリーゾーン)

チュニジアにはザルジス(Zarzis)およびビゼルタ(Bizerte)の 2 カ所に経済活動地区(Parks of Economic Activities : PEA)がある。PEA での投資は、輸出専門の産業、貿易、サービスを行う国内外の法人に開かれている。それぞれ外国投資企業のための手続き一括窓口が設置されている。

ビゼルタ PEA

- 立地:チュニスの北西 60km(チュニス空港から 50 分の距離、港から 30 分)
- 総面積:81 ヘクタール(ビゼルタ・サイト 30 ヘクタール、メンゼル・ブルギバ・サイト 1 および 2 51 ヘクタール)
- 事業分野:貿易、コンテナ使用、建設、サービス、船舶の修理・解体
- インフラ設備:公道、衛生設備、水、電気、通信設備完備
- レンタル価格:
 - ビゼルタ・サイト:年間 3 ユーロ/平方メートル
 - メンゼル・ブルギバ・サイト:年間 2.5 ユーロ/平方メートル
- レンタル期間:最高 30 年
- 開業を含む一切の手続きの窓口はビゼルタ PEA で一本化

当地区には 2016 年末現在 59 社が進出しており、その 62.7%が工業部門企業である。雇用者数は 4,300 人。2016 年、5 億 5,500 万 TD の投資が行われ、外国直接投資が 96%を占めている。

ザルジス PEA

- 立地:チュニジア南部のザルジス商業港の近郊にあり、ジェルバ国際空港から 45 分の距離
- 総面積:60 ヘクタール(うち 9 ヘクタールは港内に位置)
- インフラ設備:公道、衛生設備、水、電気、通信設備完備
- その他サービス:銀行、郵便局、顧客サービス、トランジット・サービス、市当局窓口、このほか企業への技術支援、フォローアップ等数々の支援を用意
- レンタル価格:
 - 産業:土地一年間 3 ユーロ/平方メートル、倉庫一年間 20 ユーロ/平方メートル
 - 商業・サービス:土地一年間 5 ユーロ/平方メートル、倉庫一年間 25 ユーロ/平方メートル
- レンタル期間:12 年から 30 年
- 開業を含む一切の手続きの窓口はザルジス PEA で一本化

④ テクノパーク

現在チュニジアには各産業に特化したテクノパークが以下のとおり 11 設置されている。

- エルガザラ(Elgazala)テクノパーク:情報技術、ICT
- ボルジ・セドリア(Borj Cedria)テクノパーク:再生エネルギー、水、環境、植物バイオテクノロジー
- シディ・タベット(Sidi Thabet) テクノパーク:バイオテクノロジー、健康・薬品産業
- エル・フェッジャ(El Fejja)テクノパーク:クリーン産業、サービス
- スーステクノパーク:機械、電子、情報処理、新設企業支援施設
- スファックステクノパーク:情報処理、マルチメディア、研究および人材養成
- モナスティールテクノパーク:繊維・衣料
- ビゼイルトテクノパーク:農業・食品
- ガフサテクノパーク:メカトロニック、精密化学、環境技術
- ガベステクノパーク:エコ産業、再生可能エネルギー、グリーン化学
- メドニン(Médenine)テクノパーク:砂漠の有効利用

http://www.investintunisia.tn/Fr/carte-interactive_110_381#?

(テクノパーク地図はチュニジア外国投資促進庁のリンクを参照)

これらのテクノパークには研究開発、教育、生産を専門とする企業が誘致され、テクノパークの整備、管理、メンテナンスは、チュニジア・アラブ国際銀行(BIAT)、チュニジア銀行会社(STB)、チュニジア銀行(BT)、国立農業銀行(BNA)が出資する民間企業(資本金 100 万 TD)が一括して担当している⁶⁴。

この他にも以下のテクノパークが計画されている。

- ジェンドウーバ(Jendouba)テクノパーク

⑤ 工業地帯

上記の経済活動地区(PEA)やテクノパーク以外にも、現在全国各県に合計 122 の工業地帯が設置されており、また、15 の ICT に特化したサイバー・パーク(Cyber parc)も配置されている。このうち地方開発奨励地区に指定された地区に関しては、更に有利な税制優遇措置や支援基金が設けられている(上記参照)。

⑥ 投資促進機関リスト

開発・投資・国際協力省: Ministère du développement, de l'investissement et de la coopération internationale

98 Avenue Mohamed V - Belvédère

1002 Tunis

Tel: (216) 71 240 133

Fax: (216) 71 35 16 66

e-mail : boc@mdci.gov.tn

URL : <http://www.mdci.gov.tn/>

外国投資促進庁: Agence de Promotion de l'Investissement Extérieur (FIPA): 外国直接投資誘致のための情報発信、助言、支援などの促進活動を行うために 1995 年に計画・国際協力省管轄下に設立。

Rue Salaheddine El Ammami

Centre Urbain Nord 1004 Tunis

Tel : (216) 70 24 15 00

Fax : (216) 71 23 14 00

e-mail : fipa.tunisia@fipa.tn

URL: <http://www.investintunisia.tn>

<FIPAーパリ事務所>

8 rue de la Bienfaisance 75008 Paris

Tel : (33) 1 45 22 68 57

e-mail : fipa.paris@investintunisia-org.fr

<FIPAーロンドン事務所>

Unit 3, 36 A Notting Hill Gate, London W11 3HX

⁶⁴ チュニス発 TAP 電 2006 年 11 月 24 日

Tel : (44) 207 430 13 15

e-mail : fipa.london@investintunisia.org.uk

他、ブリュッセル、ケルン、ミラノ、マドリッド、ドーハ、アンカラにも海外事務所が設置されている。

産業・技術革新促進庁 (APII)

1972 年の投資促進法により設立。外国投資企業を受け入れる一括窓口。チュニス、スース、スファックスの 3 カ所に事務所を有する。株式会社の設立手続きは、24～72 時間で行われる。オンラインの申請が可能。

Agency for the Promotion of Industry and Innovation

63, rue de Syrie 1002 Tunis-Belvédère

Tel.: (216) 71 792 144

Fax: (216) 71 782 482

e-mail: apii@apii.tn

URL: <http://www.tunisieindustrie.nat.tn/en/home.asp>

農業投資促進庁: APIA

Agency for Agricultural Investment Promotion

Central Division for Cooperation

62, rue Alain Savary 1003 Tunis-El Kadhra

Tel.: (216) 71 771 300

Fax: (216) 71 796 453

e-mail: Prom.Agri@apia.com.tn

URL: <http://www.apia.com.tn/>

チュニジア観光局: ONTT

Tunisian Tourism National Office

1, avenue Mohamed V 1001 Tunis

Tel.: (216) 71 120 300

Fax: (216) 71 341 145

e-mail: ontt@ontt.tourism.tn

URL: <http://www.discovertunisia.com/>

輸出促進センター: CEPEX

Export Promotion Center

Center Urbain Nord,

BP 225 - 1080 Tunis

Tel.: (216) 71 234 200

Fax: (216) 71 237 325
e-mail: rapidcontact@tunisiaexport.tn
URL: <http://www.cepex.nat.tn>

ビゼルタ経済活動地区

Bizerta Economic Activities Park
241-243 avenue Habib Bourguiba 7000 Bizerte
Tel.: (216) 72 417 477
Fax: (216) 72 417 925
e-mail : paeb@paeb.tn
URL : <http://www.paeb.tn>

ザルジス経済活動地区

Zarzis Economic Activities Park
BP40 Port de Zarzis 4137 Zarzis
Tel.: (216) 75 694 800
Fax: (216) 75 692 630
e-mail : info@investinzarzis.com
URL : <http://www.zfzarzis.com.tn/>

(3) 事業所設立形態と必要手続き⁶⁵

チュニジアでは、銀行業、不動産業などライセンスまたは営業許可が必要となる特定の事業分野を除き、制約なく起業することができる。主に3種類の事業形態がある。

①出資形態

公開有限責任会社(SA:Société Anonyme)
合資会社(Société en Commandite par Actions)

②パートナーシップ形態

ゼネラルパートナーシップ(Société en Nom Collectif)
リミテッドパートナーシップ(Société en commande simple)
サイレントパートナーシップ(匿名組合:Société en Participation)

③混成形態(株式会社とパートナーシップの中間に位置する形態)

非公開有限責任会社(Société à Responsabilité Limitée /SARL)

これらの中で最も一般的な事業形態はSAまたはSARLとなっている。

起業には概して以下の手続きが必要となる。

- 活動分野管轄の投資促進機関への計画提出
- 第一審裁判所への定款の提出および登記
- 税務局への登録

⁶⁵ チュニジア外国投資促進庁、Guide-de-l'Investisseur-Étranger-en-Tunisie

- 税務署への起業申告
- 官報での公表
- 税関コードの取得
- 外国人管理職の労働許可取得
- 外国投資家の滞在許可証の取得

(4) 税制⁶⁶

1980年代後半抜本的な税制改革を行われて以来、税金は基本的に3種類：

①法人税 (IS - l'imôt sur les sociétés)

法人税の標準税率は25%。農業部門および手工業などには10%の税率が適用。なお、炭化水素、金融、テレコム部門に関しては税率35%となっている。輸出専門企業は設立から最初の10年間は免税となっていたが、2014年1月1日以降設立の新輸出専門企業に関しては10%の減税率が適用される。

②所得税 (IRPP - l'impôt sur le revenu des personnes physiques)

所得税は、チュニジア在住者、年間183日以上チュニジアに滞在する外国人がチュニジアで受け取る収入および外国で税金が徴収されない収入が対象となる。なお、チュニジアでの滞在日数が182日以下でもチュニジアで行った活動に対する収入を受け取る場合は、税徴収の対象となる(この場合、累進課税ではなく定率20%適用)。

税率：

年間収入 (TD)	0 以上 5,000 未満	5,000 以上 20,000 未満	20,000 以上 30,000 未満	30,000 以上 50,000 未満	50,000 以上
税率	0%	26%	28%	32%	35%

③付加価値税 (la taxe sur la valeur ajoutée: TVA (VAT))

付加価値税は2018年財政法により税率を改正。1月1日より1%ずつ引き上げられ、以下の税率となった。

付加価値税率：

19%	標準税率
13%	国産同等品のない資本財、不動産購入
7%	社会、医療、教育関連製品、食品、地方特産品
25%	非納税者 (non assujettis) ⁶⁷ による輸入品や購入品や2003年3月の政令が規定する一般消費材

贅沢品へのVAT(29%)は2007年1月に廃止され、代わりに消費税が充てられた。消費税は、煙草、アルコール飲料、コーヒー、自動車、ガソリン等限定品に適用される。

⁶⁶ Mission Economique, Fiche de synthèse, La fiscalité en Tunisie, 15 avril 2009

チュニジア外国投資促進庁、Guide-de-l'Investisseur-Étranger-en-Tunisie、チュニジア財務省

⁶⁷ 非納税者は、主に、国、自治体、および年商10万TD未満の小売商を指す。

(5) 従業員雇用(労働法制度)と人件費

チュニジアの労働市場は 1966 年の労働法により規定されており、チュニジア人労働者と外国人労働者に対し同じ労働条件(特に給与、労災、差別)を保証している。チュニジアの労働法は国際的な基準を満たしており、国際協定にも適応している。

①雇用体系

無期雇用契約(CDI:Contrat à Durée Indéterminée):試用期間は義務ではないが、被雇用者のカテゴリにより 6 カ月、9 カ月、1 年と定められている(更新は 1 回のみ可能)。

有期雇用契約(CDD:Contrat à Durée Déterminée):最長 4 年まで(更新を含む)の雇用契約。この期間を過ぎるものは、試用期間を設けることなく無期雇用契約となる。

一次雇用契約(Contrat de Travail Temporaire):雇用仲介を通じた雇用契約。この種の契約では雇用主になることなく合法的に労働者を雇うことができる。

パートタイム契約(CTP :Contrat à Temps Partiel):CDI または CDD 契約は、企業の通常労働時間の 70%を超えない労働に対し、パートタイム契約を結ぶことができる。

②報酬

法定最低賃金:

週労働時間 48 時間	時給 1.7171TD(0.59 ユーロ)	月給 357.136TD(122.36 ユーロ)
週労働時間 40 時間	時給 1.763TD(0.60 ユーロ)	月給 305.586TD(104.79 ユーロ)

(出所:Paie Tunisie ホームページ) (1 ユーロ=2.9196TD、2017 年 10 月時点で計算)

雇用側の社会保障費等負担率:16.97~20.57%

従業員の社会保障費等負担率:9.18%

この社会保障費等負担に関して、政府は各種の免除および軽減制度を設けている。

- 輸出専門企業は、負担率を 16.5%に軽減。
- 地方開発奨励地区に進出している企業は、設立から最初の 5 年間免除。その後 80~20%と免除率が小さくなるが 5 年間の延長が可能。
- 高等教育を受けたチュニジア人を雇用した企業は、最初の 2 年間は 100%免除。その後段階的に 25%まで縮小しつつ 7 年間軽減措置が受けられる。
- 経済的・技術的理由から失業したチュニジア人を雇用した民間企業は、1 年間 100%免除。
- 投資額 5 万 TD 未満の小規模企業は 3 年間 100%免除。

賞与: 一般的な支給額は基本給の 1 カ月相当

③労働条件

労働時間・超過勤務:週 5 日制で、季節によって労働時間が異なる。

期間	行政機関・地方自治体・公共機関	民間企業
冬期間	月～木:8時30分～12時30分、13時30分～17時30分 金:8時～13時、14時30分～17時30分	月～金:8時～12時、14時～18時
夏期間・断食期	7時30分もしくは8時30分～13時30分もしくは14時30分の間で様々	月～金:7時～13時

週の労働時間を超えた労働時間には、以下が加算される。

- 週労働 48 時間の場合:75%
- 週労働 48 時間以下の場合:48 時間まで 25%、それ以上は 50%
- パートタイムの場合:50%

④若者雇用促進制度⁶⁸

若年層の高い失業率を改善するため、政府は高等教育修了者を対象に近年様々な雇用促進制度を立ち上げている。

- SIVP (Le stage d'initiation à la vie professionnelle) : 高等教育修了者もしくはそれに値する者をインターンとして雇用する場合、国は月 150TD を、企業は最低 150TD を報酬として支払う。国は補足研修費を 200 時間 900TD を上限に負担する。
- CIDES (Le Contrat d'Insertion des Diplômés de l'Enseignement Supérieur) : 2 年以上失業状態にある高等教育修了者もしくはそれに値する者をインターンとして雇用する場合、国は月 150TD を、企業は最低 150TD を報酬として支払う。国は補足研修費を 400 時間 1,800TD を上限に負担する。
- CAIP (Le Contrat d'Adaptation et d'Insertion Professionnelle) : 企業が技術センター、商工会議所などの協定に基づきインターンを雇用した場合、国は月 100TD を、企業は最低 50TD を報酬として支払う。国は補足研修費を 400 時間 700TD を上限に負担する。

(6) インフラ設備状況

①陸路⁶⁹

全国およそ 2 万 km に渡る道路網があり、そのうち高速道路はビゼルトーチュニスームサケンスファックス間を繋ぐ 290km やチュニスより東へ延びるウエッド・ザルガまでを繋ぐ 67km などが開通している。現在、スファックスーガバスメドニン (ガバスメドニン間は日本の有償資金協力により実施) が建設中である。

②空路⁷⁰

全国 9 つの国際空港があり、チュニス、モナスティール、ジェルバ、タバルカ、トザール、ガベス、ジェルバ、スファックス、ガフサに設置されている。チュニスのチュニス・カルタゴ空港が国内最大の空港となっているが、施設の老朽化や飽和状態にあることから現在移転か拡張かの議論の対象となっている。なお、2009 年 11 月に

⁶⁸ チュンジア職業訓練・雇用省ホームページ <http://www.emploi.nat.tn/fo/Fr/global.php>

⁶⁹ チュンジア高速道路ホームページ (<http://www.tunisieautoroutes.tn>)

⁷⁰ DIRECTO INFO 2014 年 9 月 5 日付記事

開港されたエンフィーダ・ハムマメット国際空港(Enfidha Hammamet International Airport)の年間旅客処理可能数は700万人。チュニスより100km離れ、主要な観光地であるハムマメット湾に近いエンフィーダ市に設置され、トルコのTAV社により建設・運営されている(40年間のコンセッション契約をチュニジア政府と締結)。現在138社の外国航空会社がチュニジアまで就航しており、欧州には週1,200便が飛んでいる。

③ 航路⁷¹

現在7つの商業港(ビゼルト、ラデス、ラ・グレット、スース、スファックス、ガベス、サルジス)と1つの原油専用港(スクヒラ)があり、毎月定期便62便が運航している。この他、エンフィーダで商業用の深水港の建設計画が進んでいる。エンフィーダ市には、上述の国際空港および新港建設に合わせて、輸出企業専門の工業地帯やロジスティックゾーンを建設する計画がある。

④ 鉄道⁷²

全国2,167kmの線路が敷設されており、国営鉄道会社SNCFにより運営・管理されている。年間1,200万トンのリン酸鉱物、建設財、穀物などが運送されている。

⑤ 電力(再生可能エネルギーを含む)・水⁷³

チュニジア電力・ガス公社(STEG)が電力・ガス(GPL)の生産とともに電力・天然ガスの輸送を行っている。現在の電化率は地方で99.5%、全体では99.8%。2015年の一次エネルギー供給量は1,093万toe(石油換算トン)で、エネルギー自給率は約60%。国内電気消費量は16.41TWh、一人当たりの消費量は1.46MWhであった。

水資源開発公社(SONEDE)により飲料水が供給されている。都市部の普及率は100%、農村部では93%に上る(2016年数値)。

(7) 世界銀行のDoing Business ランキング等

欧州と地理的に近く、2010年までは政治的・経済的にも安定し、多くの投資誘致策を備えたチュニジアへの外国直接投資(FDI)は急増してきた。1997-2001年のFDI受入額は年平均7億TDであったが、2007-2009年では26億TD(約14億ユーロ)に増加、チュニジア経済の牽引役となっていた⁷⁴。2011年には革命の影響により16億TDにまで落ち込んだが、2016年には20.6億TDにまで回復している。FDIはチュニジアにおける全民間投資の20%を占め(2014年時点)、チュニジアの経済発展に欠かせない要素となっており、政府は規制緩和、税制優遇、行政手続きの簡素化など様々な外国投資誘致政策を打ち出してきた。

世界銀行の「Doing Business 2018」報告書によると、「ビジネスのやり易さ」ランキングでチュニジアは世界190カ国中88位と、中東・北アフリカ地域でアラブ首長国連邦(21位)、バーレーン(66位)、モロッコ(69位)、オマーン(71位)、カタール(83位)、マルタ(84位)に次ぐ7位となっている。FDIの受入れでは、エネルギー、製造業(特に建設財、電子電気機器)、ICT(特にコールセンター)、不動産・観光セクターへの投資が目立ち、

⁷¹ チュニジア高速道路ホームページ (<http://www.tunisieautoroutes.tn>)

⁷² チュニジア高速道路ホームページ (<http://www.tunisieautoroutes.tn>)

⁷³ IEA ホームページ (<https://www.iea.org>)、STEG ホームページ (<http://www.steg.com.tn>)、WTO

⁷⁴ チュニジア開発・国際協力省ホームページ (www.mdc.gov.tn)

FDI 全体(2016 年末までの累計)の 46%は EU 諸国によるもので、34 万人の雇用創出に寄与している⁷⁵。

(8) 投資の際の注意事項⁷⁶

1993 年の投資法、次いで 2016 年の新投資法により投資の自由を基本とする制度が導入されたが、依然、外国企業の投資には以下のような注意点が指摘されている。

- 輸出専門の企業を除き、指定されたセクター⁷⁷における外国企業の出資率が 50%を超える場合「投資高等委員会」(Commission supérieure de l'investissement)による事前承認が必要となる。ただし、新投資法では事前承認が必要な分野の数を縮小としている。
- 外国投資家は、農業用地を購入することは出来ない。一方、農地の長期レンタルという形で投資が可能である。
- 流通(大型・小型)、レンタル業、観光客向け以外のレストラン営業などの国内向け小売業、サービス部門への外国投資企業の進出は制限されている。通常、チュニジア企業をパートナーとするよう求められる。
- 弁護士、公認会計士、建築士等の自由業もチュニジア人に制限される。
- 工業輸入品に関する通関手続きは煩雑で時間がかかる。これは、輸出専門企業や経済活動パークに進出している企業に関してはあてはまらない。
- イスラエルからの輸入は禁止されている。
- 自動車、医薬品、農産品、食料品の輸入にはそれぞれ特別な規制が存在する。
- 外国人労働者の雇用には職業訓練・雇用省から発行される労働契約ビザおよび滞在許可証が必要であるが、ビザの有効期限は 1 年と限られ、更新も 1 回までとなっている。またビザ発行は、国内の労働市場で適切な労働者が見つからなかった場合にのみ認可される。一方、管理職人数の 30%まで(最初の 3 年間。4 年目以降は 10%または 4 人まで)幹部レベルの外国人を雇用することができる。これらの外国人雇用については労働契約ビザの取得は不要である。また外国人就労者は全員滞在許可証を取得しなければならない。同滞在許可証の有効期限は 1 年で、労働契約ビザの更新と同時に更新可能。

6. チュニジア-EU 関係

(1) 貿易

チュニジアは他国に先駆けて 1995 年に EU との連合協定(Association Agreement)を締結した。1976 年に結ばれていた協定をベースに、相互の関税の段階的撤廃を主な目的としたもので、第 1 段階としては、3 種類の工業製品リスト(原料およびチュニジアで生産していない資本財、半製品およびチュニジアで製造していない製品、チュニジアで製造されかつ十分な競争力のある製品)について 1996 年からの 12 年間で段階的に関税が撤廃され、次いで、第 4 リストに分類された工業製品が 2000 年 1 月から 8 年間かけて段階的に撤廃された。第 4 リストには化粧品、界面活性剤、ハードウェア、医療品、小型電気製品など、チュニジアの競争力が不十分な製品も含まれる。2008 年 1 月 1 日以降工業製品分野におけるチュニジア・EU 間の関税は完全

⁷⁵ チュニジア外国投資促進庁 (FIPA) Bilan 2016 des Investissements Etrangers en Tunisie

⁷⁶ フランス企業振興会 (UBIFRANCE) の資料 (S'implanter en Tunisie および L'essentiel d'un marché Tunisie) 、EIU 報告書、チュニジア農業投資促進庁ホームページ (www.tunisie.com/APIA) 、Mission Economique による Fiche de synthèse などに基づく情報

⁷⁷ 運輸交通、コミュニケーション、観光(旅行代理店)、教育・職業訓練、文化的活動(美術館・図書館設立、音楽、ダンス、映画、写真など)、公共事業、不動産業、幼児教育、その他のサービス業

撤廃されている。

EUとの農水産品貿易に関する合意は、2001年1月1日に発効している。これにより、チュニジアからEUに輸入されるオリーブ油の年間非課税限度が4万6,000トンから2005年には段階的に5万6,700トンまで引き上げられ、またトマト、じゃがいも、イチジク、ダチョウ肉についても設定された。その見返りにチュニジア側はEUからの小麦と植物油に関する輸入税を5年間で段階的に撤廃することに合意した。2015年9月、スースで起こったテロ事件を受け、欧州委員会はチュニジアへの支援策の一環で緊急貿易措置としてチュニジアからのオリーブ油の年間非課税限度を一時的に2017年まで年間3万5,000トン増量する措置を提案、2016年4月に欧州評議会より採択されている。

2015年10月13日、これまでの工業製品分野に限られていた関税撤廃に関する連合協定を、サービス部門、投資保護、農水産品分野などに拡大し、チュニジア経済の欧州市場への統合を目指す自由貿易進展・完全化協定(ALECA)の交渉が開始された⁷⁸。交渉の第1ラウンドは2016年4月に行われ、農水産品の自由化にはチュニジア側の近代化が必須とされ、欧州は技術的・財政的支援を確約。さらに、知的財産権の保護、税関手続きにおける改革、持続可能な開発の重要性などが議論された⁷⁹。

2010年5月に開かれたEUとの第8回連合委員会会議(Comité d'Association)では、「アドバンスト・ステータス」合意に向けた具体的な議論がされた。「アドバンスト・ステータス」は、政治面での対話の制度化、経済・文化・社会分野におけるより一層の協力体制構築を目的としており、本来であればEU加盟候補国にしか認められていない協力プログラムや援助機関への参加が認められる。2012年11月、第9回連合委員会会議にてチュニジアに対するアドバンスト・ステータスが承認され、政治協力、経済統合、ガバナンス、民間パートナーシップを主軸とする新たなアクションプラン(2013～2017年)に関する合意がなされた。なお、モロッコは2008年に同資格を取得済み。地中海沿岸地域ではヨルダンが、2010年10月に同資格を与えられている。

チュニジアは国際航空ネットワークの拡充を目指し、欧州共通航空空域合意協定(オープンスカイ協定)の締結に向けて交渉を進め、チュニジアの民間航空部門における競争力の向上と再編成、立法の枠組みと基本的なインフラ整備などについて議論された。その結果2017年12月11日に締結に至っている。

(2) 経済協力

EUは連合協定が締結された1995年より地中海諸国支援事業(MEDAプログラム)を実施。2006年までにMEDAプログラム1&2によってチュニジアに対して10億ユーロ以上の援助プロジェクトを実施している。そのうちの55%は世銀と共同で行った構造調整支援、33%は技術協力プロジェクト、残りの12%は欧州投資銀行(EIB)による融資プロジェクトに使われた。

2007年より欧州近隣パートナーシップ(L'instrument Européen de Voisinage et de Partenariat - I EVP)がMEDAプログラムを引き継ぎ、チュニジア政府が開発計画目標に沿って実施するプロジェクトへの補完的な資金提供を実施、主に経済改革、民間セクター奨励事業、経済環境整備、社会開発などの分野を中心に援助が行われている。2011年～2013年には予定額の2倍にあたる4億4,500万ユーロの支援が実施され、大部分が経済と民主政治への移行支援に費やされた。また、2014年には1億690万ユーロ、2015年には1億8,680万ユーロの支援が行われている。尚、2014年～2020年のチュニジアへの支援予算額は7億2,500

⁷⁸ Le Figaro、2015年10月13日

⁷⁹ EU Fiche d'information 2017年5月10日付記事

万から 8 億 8,600 万ユーロ。

また EU はチュニジアの革命後の復興支援として、2011-2013 年国家支援プログラム:PIN(2 億 4,000 万ユーロ)や経済再建支援プログラム:PARIII(計 1 億 1,000 万ユーロ)など様々なプログラムへの追加支援を行っている。2016 年には教育、R&D、医療、地域開発の 4 つのプログラムが特定されており、2 億 1,350 万ユーロの追加支援の実施が予定されている⁸⁰。

2011 年以降、欧州投資銀行はエネルギー、インフラ、教育、社会住宅など鍵となる経済分野における新しいプロジェクト実施に対し総額 15 億ユーロの資金調達業務を締結しており、チュニジアに対する融資は 2015 年時点で 2 億ユーロに達している。

7. チュニジア-日本関係

(1) 貿易

2016 年の日本との貿易は、対日輸出 105.5 億円(前年比 29.1%減)、対日輸入 95.2 億円(前年比 3.1%減)である。日本からの主な輸入品は、自動車(バス・トラック)、鉄鋼製品、電気機器などであり、日本向け主な輸出品は魚介類(クロマグロ)、電気機器、衣類である。

(2) 直接投資

邦人企業は、三菱商事、伊藤忠商事、豊田通商、住友電装、矢崎総業、YKK、NEC などが挙げられる。

最近の直接投資の例としては、2008 年に住友電装がジェンドゥーバ県の工業地帯に、2009 年には矢崎総業がガフサ県にある工業地帯に工場を設置している。住友電装は 2011 年、当工場の拡張工事および新工場の開設を計画しており、2012 年 3 月までに 4,100 万 TD の投資を行ったと見積もられている⁸¹。矢崎総業は 2000 年からビゼルタ・フリーゾーンに進出していたが、2009 年にはガフサ工場を開設、2,500 万ユーロの投資を発表して以来 2011 年までに 5 つの生産拠点を設立。2011 年 12 月に度重なるストライキを理由に工場のひとつを閉鎖しているが、チュニジアに対する投資戦略は変わらないとして、2014 年 12 月にも、新たな工場をブシュカラに建設すると発表した。同計画はキャンセルになった⁸²。2016 年には本田技研工業(Honda)およびマツダ(Mazda)が現地のディストリビューターを通してショールームを開設している。なお、住友電装は、2009 年カルタゴ投資フォーラム⁸³において、チュニジア政府より「The Welcoming Award(歓迎賞)」を授与されている。

2016 年 10 月 1 日時点での在チュニジア邦人数は 126 名、法人企業数は 16 社⁸⁴。

(3) 政府開発援助(ODA)⁸⁵

日本は円借款および技術協力を中心として、産業のレベルアップ支援、水資源開発・管理への支援、環境への

⁸⁰ EU Fiche d'information 2017 年 5 月 10 日付記事

⁸¹ Tunisia IT 2011 年 1 月 13 日付記事、African Manager 2012 年 3 月 28 日付記事、

⁸² Business News.com 2009 年 11 月 30 日付記事、Challenges 2011 年 12 月 21 日付記事、Investir En Tunisie 2012 年 1 月 20 日付記事、Espace Manager 2014 年 12 月 11 日付記事

⁸³ チュニジア投資促進庁が毎年開催するチュニジアへの外国投資誘致のためのフォーラム

⁸⁴ 外務省海外在留邦人数調査統計平成 29 年要約版

⁸⁵ 政府開発援助ホームページ (www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/)、JICA ホームページ (www.jica.go.jp) など

取り組みに対する支援の3分野を中心に援助を行っている。

日本からは2015年累計で3,045億100万円の円借款、60億6,500万円の無償資金協力(以上、交換公文ベース)、268億1,400万円の技術協力(JICA経費ベース)が行われている。

円借款については水資源、運輸、情報通信などの分野を中心に行われており、近年の案件は以下のとおり。

- 2017年度: 「スファックス海水淡水化施設建設計画」(366億7,600万円)
- 2014年度: 「ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画」(380億7,500万円)
「メジェルダ川洪水対策計画」(103億9,800万円)
- 2013年度: 「地方都市水環境改善計画」(108億7,100万円)
- 2011年度: 「ガベス・メドニン間マグレブ横断道路整備計画」(150億8,400万円)
「地方都市給水網整備計画」(60億9,400万円)
- 2009年度: 「首都圏通勤線電化計画(II)」(45億9,600万円)

(4) 最近の外交動向

2014年3月、岸信夫外務副大臣(当時)はチュニジアを訪問し、マルズキ大統領(当時)始め要人との会談を行った。1月末の新憲法制定と民主化プロセス成功への祝意を伝えるとともに、2013年6月に大統領より安倍首相に要請のあった円借款に対する決定を伝えた。

2014年9月、ブシャマウイ UTICA(経団連)会長が「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo 2014)」に参加するため来日した。

2014年10月の制憲議会選挙の日本監視団として、中根一幸外務大臣政務官(当時)がチュニジアを訪問、投票当日3カ所の投票会場にて選挙監視活動を行った。また、グイア外務担当国務長官と会談を行い日・チュニジア二国間関係につき協議した。

2014年10月には、ジュラーシ高等教育・科学技術・情報通信技術相が STS フォーラムに参加するため来日。同相は翌11月にも愛知県で開催された「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」にも参加している。

2015年3月、ゲルイッシュ環境・持続可能な開発担当相が仙台で開催された第3回国連防災世界会議に出席。

2015年9月、シェイヘブ高等教育・科学研究相が STS フォーラム出席のため来日した。

2016年9月に田中和徳衆議院議員(日・アフリカ連合友好議員連盟副会長)、秋葉賢也衆議院議員および岡本三成衆議院議員がチュニジアを訪問した。

2016年10月にはシェイフルーフー・エネルギー・鉱山・再生可能エネルギー相が来日し、滝沢求外務大臣政務官(当時)を表敬訪問。日・チュニジア外交関係樹立60周年を節目に協力関係の強化について話し合った。

2016年12月、滝沢求外務大臣政務官(当時)がチュニジアを来訪し、外務大臣付国務長官や開発・投資・国際協力大臣など政府要人と会談。今後の協力関係、支援について話し合った。

2017年7月、藺浦健太郎外務副大臣(当時)がチュジニアを訪問し、第9回日・チュニジア合同委員会に出席した。

2017年11月、ハマイエス・ジヒナウイ外相が来日、河野太郎外相と会談。

8. 外国直接投資プロジェクトリスト⁸⁶

2017年

企業名	投資国	プロジェクト内容	セクター	新規雇用人数	投資額
WindVision	ベルギー・オランダ	風力発電タービンの設置	エネルギー	60	2億8,500万ユーロ
GFI Informatique	フランス	拠点開設（予定）	ICT	200	n.a.
ZANUSSI	イタリア	電化製品製造工場の開設	機械・電気機器	n.a.	n.a.
UNIONAIRE	エジプト	電化製品製造工場の開設	機械・電気機器	200	500万TD

2016年

企業名	投資国	プロジェクト内容	セクター	新規雇用人数	投資額
Peugeot	フランス	現地代理店とトラックの組立・販売契約を締結	自動車、自動車部品産業	n.a.	n.a.
Honda	日本	現地ディストリビューターを通してショールームを開設	自動車、自動車部品産業	n.a.	n.a.
Mazda	日本	現地ディストリビューターを通してショールームを開設	自動車、自動車部品産業	n.a.	n.a.
Chery	中国	現地ディストリビューターを通して販売店を開設	自動車、自動車部品産業	n.a.	n.a.
King Long United Automotive Industry	中国	バスの組立工場を開設	自動車、自動車部品産業	n.a.	n.a.
ACTIA	フランス	既存案件の拡張・増資	自動車、自動車部品産業	100	2,200万TD
Linagora	フランス	ソフトウェア開発 R&D 拠点を開設	ICT		
Al Majda Group	カタール	5つ星ホテルを含む大型観光施設を建設	観光、外食	1,500	2億ドル
Springfield	スペイン	フランチャイズ展開	繊維、衣料、贅沢品	n.a.	n.a.
Women'Secret	スペイン	フランチャイズ展開	繊維、衣料、贅沢品	n.a.	n.a.
Erréa	イタリア	スポーツ衣料販売店を開設	繊維、衣料、贅沢品	n.a.	n.a.
LC WAIKIKI	トルコ	プレタポルテ販売店を開設	繊維、衣料、贅沢品	n.a.	n.a.
Gemo	フランス	フランチャイズ展開	繊維、衣料、贅沢品	n.a.	n.a.

⁸⁶ 出所：ANIMA Investment Network (<http://www.animaweb.org>)、Investir en Tunisie (<http://www.investir-en-tunisie.net>)

企業名	投資国	プロジェクト内容	セクター	新規雇用人数	投資額
GOLA	イギリス	スポーツ衣料店を開設	繊維、衣料、贅沢品	n.a.	n.a.
Yamamay	イタリア	下着販売店を開設	繊維、衣料、贅沢品	n.a.	n.a.
GENERALI	イタリア	ASSURANCE MAGHREBIA と提携して展開	銀行、保険、その他金融サービス	n.a.	n.a.
Papa John's Pizza	アメリカ	フランチャイズ展開	観光、外食	110	n.a.
ACTIS	イギリス	チュニジア製薬グループ MEDIS の 40%株を取得	製薬	n.a.	9,900 万 TD

2015 年

企業名	投資国	プロジェクト内容	セクター	新規雇用人数	投資額
Mecatherm	フランス	オートメーション化されたパン工場の設置	製造業、食品	n.a.	n.a.
Marquardt	ドイツ	El-Agba の産業ゾーンに新たな生産拠点を開設	自動車、自動車部品産業	n.a.	1,200 万ユーロ
KIABI	フランス	フランチャイズ展開	繊維、衣料、贅沢品	n.a.	n.a.
Stradivarius	スペイン	フランチャイズ展開	繊維、衣料、贅沢品	n.a.	n.a.

2014 年

企業名	投資国	プロジェクト内容	セクター	新規雇用人数	投資額
Volkswagen	ドイツ	国内ディストリビューターである Ennakl Automobiles を通じ、Gabès に支店を設置	自動車、自動車部品産業	n.a.	n.a.
Catecar	スイス	空気圧縮自動車の生産拠点を設置	自動車、自動車部品産業	200	n.a.
MAZARINE Energy	オランダ	Zaafrane 開発利権を獲得、石油・ガスの開発生産	エネルギー	n.a.	3,500 万ユーロ
Johnny Rockets	アメリカ	フランチャイズ展開を開始	観光、外食	n.a.	n.a.
Qatari Diar	カタール	Tozeur 地方に 5 つ星ホテルを開設	観光、外食	n.a.	7,000 万ユーロ
Qatar National Bank	カタール	Tunisian Qatari Bank に増資	銀行、保険、その他金融サービス	n.a.	4,500 万ユーロ
Société Générale	フランス	Union internationale de banques に増資	銀行、保険、その他金融サービス	n.a.	3,500 万ユーロ
Islamic Development Bank	サウジアラビア	Banque Zitouna に出資	銀行、保険、その他金融サービス	n.a.	1,600 万ユーロ

企業名	投資国	プロジェクト内容	セクター	新規雇用人数	投資額
Abraaj	アラブ首長国連邦	Polyclinique Taoufik に資本参加	その他のサービス (健康)	n.a.	2200 万ユーロ
Actis	イギリス	Université Centrale グループに投資	その他のサービス (教育)	n.a.	1,850 万ユーロ
Castiglione	イタリア	Bierze の農産物テクノポールに生産拠点を設置	農業、食品	n.a.	1,450 万ユーロ
Petrofac	イギリス	農業開発団体と連携し、Kerkennah のおける最初の精油工場を建設	農業、食品	n.a.	11 万ユーロ
Eric Kayser	フランス	La Mrsa に新店舗 (パン屋) をオープン	農業、食品	n.a.	n.a.

2013 年

企業名	投資国	プロジェクト内容	セクター	新規雇用人数	投資額
Banque Marocaine du Commerce Extérieur	モロッコ	チュニジア中小企業支援を目的とした 2 つ目の支店を開設	銀行、保険、その他金融サービス	n.a.	n.a.
Lafico	リビア	チュニスに 5 つ星ホテルを建設	観光、外食	n.a.	7,000 万ユーロ
Marriott International	アメリカ	スース県に 5 つ星ホテルを開設	観光、外食	n.a.	7,000 万ユーロ
Macdonald	アメリカ	フランチャイズ展開	観光、外食	n.a.	n.a.
Pizza Hut	アメリカ	フランチャイズ展開	観光、外食	n.a.	n.a.
Quick	フランス	フランチャイズ展開	観光、外食	n.a.	n.a.
Circle Oil	アイルランド	チュニジア企業 Exxoil より持ち株買収。少数株主から Grombalia 利権全株式取得	エネルギー	n.a.	n.a.
British Gas	イギリス	天然ガス探査開発	エネルギー	n.a.	4,800 万ユーロ
Grant Thornton	イギリス	新事務所の開設とローカルチームの強化	エンジニアリング、企業サービス	n.a.	n.a.
Orbit International	イギリス	ベジャ市に新工場を開設	繊維、衣料、贅沢品	2,000	260 万ユーロ
BUT	フランス	フランチャイズ展開	電子機器、電化製品	n.a.	n.a.

企業名	投資国	プロジェクト内容	セクター	新規雇用人数	投資額
DARTY	フランス	フランチャイズ展開	電子機器、電化製品	n.a.	n.a.
Zodiac Aerospace	フランス	4つ目の工場となる製造拠点を設置	航空、航海、列車機器	500	1,100万ユーロ
BIC	フランス	筆記具製造の新工場を開設	工業製品、事務用品	600	1,200万ユーロ
Qualipac	フランス	コスメティック用プラスチック包装製造工場を開設	化学、プラスチック、肥料	400	500万ユーロ

2012年

企業名	投資国	プロジェクト内容	セクター	新規雇用人数	投資額 (100万ユーロ)
Qatar Telecom	カタール	チュニジア政府保有の Tunisiana 社株 15%を買収。	テレコム・オペレーター、インターネット	n.a.	2億9,500万ユーロ
BFCM (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	フランス	チュニジア銀行株 13%を買収。	銀行、保険、その他金融サービス	n.a.	1億ユーロ
Shell	オランダ	チュニジア国内に4つの油田のボーリング作業を行う。	エネルギー	n.a.	1億800万ユーロ
ENI	イタリア	油田開発、生産拠点環境開発。	エネルギー	160	4億3,200万ユーロ
Alstom	フランス	太陽、風力発電所の設置。	エネルギー	n.a.	n.a.
Nur Energie	イギリス	英仏チュニジア合弁企業 TuNur による太陽光発電所建設。	エネルギー	20,000	10億ユーロ
P&F	スイス	スポーツと商業施設を備えたコンプレックスを建設。	観光、外食	6,000	1億6,000万ユーロ
Troïka Global Invest	フランス	建築、農業、エネルギーなど幅広い分野を扱う投資企業による複数の投資プロジェクト。		10,000	370万ユーロ
Blum	オーストリア	家具用金具のショールームをチュニスに設置。	ガラス、セメント、鉱物、木材、製紙	n.a.	n.a.
Sage	イギリス	製品販売企業への教育・研修に投資を行う。	データプロセス、ソフトウェア	n.a.	200万ユーロ
Macopharma	フランス	輸血バッグ製造拠点を開設。	医薬品	450	n.a.
Bird & Bird	イギリス	弁護士事務所を開設。	エンジニアリング、企業サービス	n.a.	n.a.

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170099>

チュニジアの経済・貿易・投資

作成者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-5180（海外調査部中東アフリカ課）

<https://www.jetro.go.jp>

禁無断転載